

河合町議会会議録

平成26年 9月10日 開会

河合町議会

第 2 号 (9月10日)

| | |
|--------------|----|
| ○議事日程 | 1 |
| ○本日の会議に付した事件 | 1 |
| ○出席議員 | 1 |
| ○欠席議員 | 1 |
| ○出席説明員 | 1 |
| ○議会事務局出席者 | 2 |
| ○開議の宣告 | 3 |
| ○一般質問 | 3 |
| 中 尾 伊佐男 | 3 |
| 池 原 真智子 | 5 |
| 谷 本 昌 弘 | 18 |
| 馬 場 千恵子 | 27 |
| 森 尾 和 正 | 38 |
| 西 村 潔 | 45 |
| 吉 村 幸 訓 | 63 |
| ○散会の宣告 | 68 |
| ○署名議員 | 69 |

平成 2 6 年 9 月 1 0 日（水曜日）

（ 第 2 号 ）

平成26年第3回(9月)河合町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成26年9月10日(水)午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(13名)

| | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 馬場千恵子 | 2番 | 杵本光清 |
| 3番 | 吉村幸訓 | 4番 | 岡田康則 |
| 5番 | 森尾和正 | 6番 | 池原真智子 |
| 7番 | 西村 潔 | 8番 | 疋田俊文 |
| 9番 | 谷本昌弘 | 10番 | 中尾伊佐男 |
| 11番 | 岡井誠也 | 12番 | 辻井賢治 |
| 13番 | 弓戸 猛 | | |

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により出席した者

| | | | |
|----------------|------|--------------|------|
| 町 長 | 岡井康德 | 副町長 | 藤岡和成 |
| 教育長 | 竹林信也 | 総務部長 | 竹田裕昭 |
| 福祉部長 | 中尾博幸 | 住民生活部長 | 梅本英則 |
| まちづくり 推進部長 | 東 正次 | 教育部長 | 井筒 匠 |
| 総務部次長 | 澤井昭仁 | 総務部次長 | 福井敏夫 |
| まちづくり 推進部次長 | 堀内伸浩 | 総務課長 | 木村光弘 |
| 税務課長 | 岡田昌浩 | 安心安全 推進課長 | 森嶋雅也 |
| 住民福祉課長 | 門口光男 | 福祉政策課長 | 辰己 環 |

| | | | |
|---------------|-------|---------------|-------|
| 社会福祉 協議会課長 | 上村 豊 | 保健スポーツ 課長 | 梅野 修治 |
| 特命担当課長 | 山本 孝典 | 住民生活課長 | 西浦 清繁 |
| 環境衛生課長 | 斉藤 幸美 | まちづくり 推進課長 | 中山 雅至 |
| 上下水道課長 | 石田 英毅 | 教育総務課長 | 杉本 正範 |
| 生涯学習課長 | 上村 欣也 | | |

会議に従事した事務局職員

| | | | |
|-----|---------|-----|---------|
| 局 長 | 御 興 善 弘 | 主 査 | 堀 内 一 憲 |
|-----|---------|-----|---------|

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で定足数に達しておりますので、平成26年第3回定例会を再開します。

これより本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（疋田俊文） 本日の日程は一般質問です。

それでは、受け付け順に質問を許します。

◇ 中 尾 伊 佐 男

○議長（疋田俊文） 1番、中尾伊佐男議員、登壇の上、願います。

○10番（中尾伊佐男） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

（10番 中尾伊佐男 登壇）

○10番（中尾伊佐男） 議席番号10番、中尾伊佐男。通告書に基づいて質問いたします。

高齢者の買い物支援について。

河合町では、65歳以上の方が、約6,093人が暮らしております。町の人口の30%です。高齢者の方が買い物をする店は、主にニュータウン内の店と聞いております。多くの高齢者の人たちから、遠くて不便という声をよく聞きます。高齢化社会において、買い物などの支援バス、タクシーの運行のデマンド交通を検討することを求めます。

政府は、人口減、社会の足は地方自治体が主体となって、乗り合い予約型バスやタクシーの運行する仕組みを本格的に普及させる方針を固めた。新たな公共交通として役割を期待し

ている。2020年度をめどに導入すること、自治体数を今の倍以上に拡大させる目標を交通施策の基本計画に盛り込み、今年中に閣議決定すると言っております。この仕組みは、利用者の予約を受けて運行するデマンド交通と呼ばれています。各市町村で導入しているとのことです。自動車を運転できない高齢者が増えています。人口減により路線バスが廃止に追い込まれて、こうした状況を受けて、ここ数年、注目が高まっているデマンド交通です。定時に決まった路線を運行するのではなく、それぞれの家を回って目的地まで送ってくれるのが特徴です。普及を促す具体策については、15年度から予約受け付けするシステムを構築すると言っております。補助金制度を政府は新設をして自治体を支援するとのこと。予約型バス、タクシーが既存のバス路線などを効果的に補填、多くの人たちが便利となる地域交通計画策定を、国は後押しをしていくと言っています。地方では、デマンド交通が広がりつつあります。

駅や商業施設、食料品店、医院などで乗り降りができるデマンド交通を、町はぜひ導入してください。料金は、私が今聞いているところ、1人当たり100円から200円と聞いております。その助成は、国が支援すると言っております。町の活性化に、高齢者に住みよいまちになることで、活性化にもつながることになるでしょう。やる気があるという前向きな回答をお聞きいたします。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 私のほうからは、福祉有償運送による買い物支援について回答させていただきます。

現在、社会福祉協議会が実施主体として、公共交通機関を単独で利用することが困難な要支援・要介護の認定を受けておられる方、また障害者手帳を持っておられる方等、主に高齢者の方を対象に外出の利便を図り、社会参加の促進及び社会福祉の向上に寄与することを目的として西和地区福祉有償運送七町共同運営協議会の承認を得て、福祉有償運送事業を実施しております。

現況は、行き先を町外医療機関を含む病院等医療機関に限定して運行していますが、今後は、議員ご質問の高齢者の方の買い物支援にも対応すべく、向上施策として町内の買い物も利用可能となるよう西和地区運営協議会とも協議しながら、来年度の試験的運行の実施に向けて検討していきたいと考えております。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 私のほうからは、福祉有償運送の対象とならない方への対応について答弁いたします。

本町においては、買い物などの日々の生活の基礎となる移動に欠かせない町内公共交通網のサービス向上に向けて、河合町地域公共交通活性化協議会において協議していただいているところです。

福祉有償運送を試行運行することにより、ドア・ツー・ドアの輸送に対する住民満足度や課題などの情報を蓄積し、デマンド交通も含めた検討を行い、地域の実情に即した輸送サービスを実現したいと考えます。

また、奈良県知事が主催する奈良県地域交通改善協議会でも路線バスの存廃に関する議論とともに市町村間の地域公共交通に対する連携、支援についての検討が始められていますので、奈良県地域交通改善協議会の動向も注視しながら、あわせて検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（疋田俊文） 中尾議員。

○10番（中尾伊佐男） 今、僕が言っているデマンド交通、これは、国も、政府も力入れていることで、できるだけ各市町村、高齢化社会について住みよいまちにするためにも、ぜひやる気を出して前向きに検討をお願いします。

これで私の質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて中尾伊佐男議員の質問を終結いたします。

◇ 池 原 真 智 子

○議長（疋田俊文） 2番目に、池原真智子議員、登壇の上、質問願います。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

（6番 池原真智子 登壇）

○6番（池原真智子） それでは、池原真智子のほうから一般質問をさせていただきます。

大きく1つ目に、AED、つまり自動体外式除細動器について質問いたします。

ご承知のとおり、このAEDとは、心室細動を起こした人に電気ショックを与えることで正常なリズムに戻すための機械です。人の命に直結するものであり、何よりもいち早い対応が求められることから、この間、身近な場所での設置が進められてきました。

今年は、このAED導入から10周年に当たります。さまざまな広報・啓発活動が実施されているようですが、果たしてこの河合町でその機能が十分に果たし得ることができているのか、そして住民の命を守る一翼を担うことができているのかというもっとも大切な部分についてお聞きするために質問をさせていただきます。

次の点にかかわってお答えをください。

1、町内の公共施設や人がたくさん集まる公共の場にAEDはどれぐらい設置されているのでしょうか。また、それぞれの設置年数を教えてください。

2、それらは、どれぐらいの頻度で使用されたのでしょうか。実際の使用実績及び救命の実績があればお示しください。

3、大阪体育大学でサッカー部員が練習中に倒れ、死亡するという事故があり、これは、AEDで蘇生処置をしなかったためとして、今年6月、両親が学校を相手取り損害賠償を求める訴訟を起こしました。この例を見るまでもなく、幾らAEDが設置されたとしても肝心なときに使用されなければ何の意味もないばかりか、とうとい命も奪われるという悲惨な結果を生むこととなります。そのため、日ごろから使用方法について周知しておかねばなりませんし、肝心なときに落ち着いて行動できる心構えも学んでおかねばならないと思います。

河合町では、使用方法についての講習はどのように行っていますか。実施状況と、行われているのであれば、これまでの受講者数を教えてください。

4、AEDが設置されていたとしても、肝心なときに機能しなければ何の意味もありません。機械そのものは、きちんと機能するのでしょうか。現状について明らかにされるとともに、日ごろのチェック体制はどのようになっているのか、お示しください。

5、使用するための講習は受けただけでも、身近な集会所等にAEDが設置されていないという声をよくお聞きします。町は、現行の設置数で十分だとお考えなのでしょうか。考え方を明らかにされるとともに、今後、補強していく方向はお持ちなのでしょうか、お答えください。

大きく2つ目に、今や社会問題ともなっています空き家の問題についてお聞きします。

ご存じのとおり、総務省が、先日、住宅土地統計調査の結果を発表し、全国の空き家数が過去最多の820万戸に達し、5年前の前回調査から63万戸も増加しているとの報告を行いま

した。総住宅数に占める割合も過去最高の13.5%に増えており、高齢化や人口減少に伴って、ますます増加するとの指摘もされているところです。

問題は、そのまま空き家が放置されれば、治安や衛生悪化の要因ともなりかねず、周辺住民にとっても迷惑な状況がそのまま放置されていくことにつながっていきます。実際、何の手入れもされず、長い間放置されたままの住宅が全国で318万戸も確認されており、その意味において、大きな社会問題だと言わねばなりません。河合町にとっても、決して他山の石では、もはや、ないのではないのでしょうか。早急な対応が求められていますし、この問題にきちんと向き合うことで、住みやすい河合町をつくっていくための試金石になるのではないのでしょうか。そのためにも次の質問にお答えください。

1、町内で空き家はどれぐらい存在しますか。また、それは、全ての住宅数に比してどれぐらいの割合になるのでしょうか。さらに、放置されたままの空き家はどれぐらいあるのですか。教えてください。

2、空き家のうち、倒壊のおそれや傷みの激しい危険度の高い物件、さらには治安上、衛生上好ましくない物件はどれぐらい存在しますか。また、その反対に、今すぐにでも入居可能な物件は幾つぐらいあるのでしょうか。示してください。

3、解体しなければならない場合、町としてどのような対応をされていますか。費用負担の状況などを具体的に明らかにしてください。一方、居住可能な物件の場合、そこに入居して住んでもらうための対策はとっておられますか。取り組みがあれば、お示してください。

4、空き家の中には、全く所有者が特定できないものもあると聞いています。町として、1つずつの空き家について所有者の状況を把握されていますか。教えてください。

5、全体として、今後の空き家対策についてどのようにお考えですか。明らかにしてください。

再質問があれば、自席にて行います。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、AEDについてお答えをさせていただきます。

公共施設につきましては、平成18年、豆山の郷、20年、本庁舎、保健スポーツ課、保健センター、21年、各小学校、第2中学校、22年、町立体育館、中央公民館、西大和地区公民館、児童館、第1中学校、23年にまほろばホール、河合幼稚園に、合計15カ所配備をしております。

す。さらに、本年、総代自治会長会がイベント時の貸し出し用として1台購入し、合計16台を配備しております。広く知っていただくために、ホームページ等で公表しております。

公共施設以外で、町内におきましては、日本救急医療財団の資料によりますと、医療施設1カ所、福祉施設5カ所、学校施設3カ所、スポーツ施設及び一般企業各2カ所の合計13カ所に配備されております。

公共施設におきましては、これまで心停止事案というのはございませんでしたので、AEDの使用実績もございません。

使用方法の講習ですが、消防署や日本赤十字社の普通救命講習を受講しております。消防団員は毎年30名程度。職員は、時期は不定期なのですが、20名程度。それと、大字自治会単位で、平成25年度は4団体、26年度は2団体。また、学校でも全職員と一部生徒が毎年1回の割合で受講しております。それ以外にも、奈良県が実施しております自主防犯・防災リーダー研修で普通救命講習が義務づけられておることから、河合町内でこれまで70名の方が受講されております。

機器の現状とチェック体制でございますが、これまでAEDの購入及び管理は、各部署で必要に応じて配備しておりました。したがって、町として一元管理されていないことから、現時点で現状の把握というのは全てはできておりません。今後、早急に調査し、適切なメンテナンスを行っていきたいと考えております。

他の公共施設への設置予定ですが、現時点では計画はございませんが、心停止発生頻度や利用者の増加など、配置に当たって考慮すべき項目に変更があれば、地域性なども考慮しながら増設を検討してまいりたいと考えます。

以上です。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 私のほうからは、空き家について答弁をさせていただきます。

まず、空き家の数でございますけれども、総務省の住宅土地統計調査といいますのは、地域、例えば河合町の中で抽出して推計で出すという方法をとっておるんですけれども、河合町の場合は、3年前から総代自治会長さんに依頼をしまして、実態として全て空き家を点検していただいています。今年については、現在300戸の空き家があるという報告をいただいております。

割合についてですけれども、分母のとり方いろいろあるんですけれども、例えば広報紙配

布部数、これに空き家を足した分を分母としますと、4.1%の割合ということで、速報値の全国数値が13.5%、それから奈良県が13.8%、これを比較すると、河合町はまだ低率かなというふうに考えております。ただ、この空き家の増加というのは、一般的には急に増加していくということですので、本町としても大きな課題であるということの認識をしております。

次に、危険度の高い物件、即入居可能な物件ということですが、総代自治会長会による調査については、その項目にまで入っておりません。ということで、現在のところ、それらについての数は把握しておりません。

それから、解体費用あるいは居住促進への取り組みなんですけれども、現在のところ、解体費用は個人負担、それから居住促進に向けた具体的な取り組みは町のほうでは行っておりません。

それから、所有者の特定ですけれども、建物の所有者については、登記などの不動産情報によって特定することはできますが、現状では町の固定資産税の情報などは、一定の目的外使用の手続が必要となります。

それから、今後ですけれども、まず空き家問題の課題として大きく2点を捉えています。

1点目は、環境の悪化、ごみの不法投棄、悪臭、雑草の繁茂、防火・防犯の不安、倒壊のおそれ等の外部不経済となっている老朽危険家屋に対する対策。

2点目は、今後、老朽危険家屋となるおそれが高いと予想される空き家への対策。

現在、これらにつきましては、役場の所管を横断する課題となっている事柄であります。ただ、たらい回しにするわけではなく、相談を受けた課が聞き取り、私ども政策調整課が取りまとめております。これらのケーススタディーを通して、今後の課題にしたいというふうに考えております。現在3件の相談があり、全て解決しているところでございます。

以上です。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） AEDの件なんですけれども、これ以上増やす計画はないというお答えだったんですけれども、これで十分だとお考えなのかどうか。先ほど、お答えの中で、どこに設置されているのかの答弁がございましたけれども、まだ、私がお聞きする中では、以降、設置していかなければならないという場所があるのではないかとというふうに思うんですけれども、その点についてお答え願いたい。それと、公共的な場所、一般的な場所について

何カ所かお答えを願ったんですけれども、公共施設だけじゃなくて、そういう場所もなかなか設置が進んでいないなという感じを、私は受けたんですけれども、その辺の指導についてはどういうふうにされているのか、お聞きをしたいなというふうに思うのと、それからチェックの体制が、いみじくも課長もおっしゃっていましたが、一元化していかなければならないということなんですけれども、各部署でそれぞれ責任持っていて誰が統括するんだという話もありますし、さっきも言いましたように、肝心なときに動かないというぶざまなことだけはないように、きちっと安心安全推進課のほうで管理をされるとか、把握されるとかというふうにしていかなければならないと思いますので、その点について再度お答えを願いたいと思います。

それから、空き家対策なんですけれども、空き家の数は把握しているけれども、内容は把握していないという次長の答弁がございました。それで、こんなことでいいんだろうかというふうに思います。それで、相談があったときだけお答えをして現状を把握していなければ、今後の対策はとれていかないのではないかというふうに思いますので、その点について、これからどうされようとしているのか、お答えを願いたいというふうに思います。

さっき、回答の中で、危険な、対策を即講じなければならない建物であるとかというふうに分けていくというふうにおっしゃっていましたが、それを分けていくにしろ、現状を把握しなければ何もできないというふうに思うんですけれども、その点について再度お答えを願いたいと思います。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） AEDの配置でございますが、AEDの適正配置に関するガイドラインというものが日本救急医療財団から示されております。それによりますと、AEDの効果的・効率的配置に当たって考慮すべきことが、4点上げられてございます。

1点目が、心停止の発生頻度が高い、人が多い、ハイリスクな人が多いという場所。それと、心停止のリスクがあるイベントがたくさん行われる。それと、3点目、心停止を目撃される可能性が高く、かつ救助の手がある。そして、4点目が、救急隊到着までに時間を要すると。こういった箇所に優先的に配備していくのが効果的・効率的な配備じゃないかということで、ガイドラインが示されてございます。それに従いますと、現時点ではそのガイドラインを満たしているのかなと考えておりますが、これで十分かといいますと決してそうではなく、やはり全施設に配備するのが理想なんです、やはりどこかで整理しないといけないという考えがありますので、このガイドラインに基づいて整備を進めていきたいと考えてお

ります。

それで、民間の事業所なんですけれども、あくまでも協力をお願いするというスタンスになろうかと思えます。そして、24時間開店しておりますコンビニですとか、ガソリンスタンドですとか、そういった地域のランドマーク的な存在の施設に協力をお願いできないかなという考えを持っております。

それと、維持管理なんですけど、当然、安心安全推進課のほうで一元管理をしまして、設置責任者及び点検担当者を選任して対応していきたいと考えております。

以上です。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 池原議員から、数の把握だけで内容を把握してへんのはいかなものかというご指摘をいただきましたが、例えば空き家の数を一軒一軒確認して把握しているという団体は非常に少ないというふうに考えます。そういう意味で、河合町は先んじて取り組んでいるというふうに考えております。決して現状で河合町が出おけているということとは、私は思っておりません。適切に事務を進めているという段階であるというふうに認識しております。

今後ですけれども、他町の例を見ますと、空き家条例とか、解体費補助、それから空き家バンク等の設置というのが既存の対策ということで耳にしておりますけれども、根本的な解決に至っていないように思われます。物が空き家である、そして空き家を壊す、更地になる、それで目的を達しているのか。あるいは、その更地なりを利用して家を建てる。しかし、一方では人口減少。政策としてうまくかみ合うのかどうか、いろんな問題があります。

そこで、今後ですけれども、まず1点目、空き家の問題はあくまでも個人資産管理の問題であるということを念頭に置きつつ、今回9月に空家等対策の推進に関する特別措置法が上程される予定です。今、池原議員がおっしゃられた課題についての解決方法についての法案でございます。この動向に注目しつつ、それに応じた対応をしていきたいというふうに考えております。

それから、緊急度の高い危険建物については、緊急的に大字自治会あるいは警察と連携を図って対策を講じていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） AEDにかかわっては、ガイドラインに沿って配置しているということだけでも十分でないという。できれば、その十分でない中身を教えていただきたいのと、できれば、公共施設に限って言えば、年次計画を立てていきたい。どれぐらいの費用を要するのかも教えてほしいんですけれども、年次計画を立てて配置をするということも必要ではないかなと。よかったことに、まだ1回も使っていないということで、それはいいことだと思うんですけれども、これからまたどんな状況が生まれるかもわかりませんので、その辺について再度お答えを願いたい。

民間については、それは、町的にもお願いをする以外にはわかりませんが、先ほどの課長のお答えでも、肝心なところに配置されていないという感じがしたんです。例えば、医療機関であるとか、人がたくさん集まる場所で配置されていないところが多々あって、それで、私、この法律についてはよくわかりませんが、その辺についてどうなっているのか調べてもらって、できる限り促していくということをお願いをしたいというふうに思います。

それで、維持管理については、これから安心安全課で一元的にやっていくということで、ぜひ早急に、早急っていうか、すぐできることなんで、お願いをしたいというふうに思います。

それと、空き家については、次長は出おけているとは思っていないということで答弁がございましたけれども、私も、そう思います。総代自治会長会の協力を得て一生懸命やってくださったんだろうなというふうに思いますけれども、ただ問題はそこでとまっているということで、数が少ないからといってそのままいいのかというふうにも思いますし、例えば危険家屋だけの把握ではなくて、今すぐにでも住める物件がどれぐらいあって、例えば今よくニュースとかドキュメンタリーでも取り上げられていますけれども、Uターン・Iターンの人たちを呼び込む方策も片一方で考えていかねばならないというふうに思いますので、その点について再度お答えを願います。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） AEDでございますが、将来、ガイドラインの基準を満たすような施設が出てくるようであれば、設置を検討していきたい。それに当たりましては、当然、優先的な配備を進めていかなければなりませんので、優先順位等を定めた計画は作成していきたいと考えております。現在、集会所等でざっと20カ所ございまして、1台、メンテナンスも含めまして50万円程度の費用がかかります。ということで約1,000万円、それで

耐用年数が7年から8年となっておりまして、7年から8年ごとにその金額が必要になってくるという状況です。

それと、民間施設でございますが、8月1日付で災害時応援協定の事業所というのを募集しております。それと一緒に協力依頼するなど、考えてまいりたいと思います。

メンテナンスの体制ですが、設置しているが使えないという事態にならないように、しっかりと管理してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 決して、少ないからといってとまっているわけではありません。進めております。検討は進んでおります。

それから、この空き家に対して、特に危険住宅に対しては、いろんな、先ほど、私、申しました法案が提案されておるんですけども、それにしても、危険という定規を引くことによっても明らかな空き家、危険建物以外はまた残ってしまうという。あるいは家を建てても売れないという問題。ということで、国全体の課題として考える部分があるのかなど。6月に、西村議員さんも質問されたように、例えば固定資産税の優遇措置についても、先月からその廃止について議論されています。しかし、それについても6分の1減税というものを取っ払ったとしても、その線引きが、危険建物というのはどういう定義でどう判定するのかという議論もかなり深く出てくるのかなというふうに思っております。そういう後ろ向きな議論もしているんですけども、前向きな議論として池原議員がおっしゃられたIターン・Uターンという部分についても当然検討をしております。例えば、河合町から出ていけない、河合町に戻って来てもらうというような目線で議論もしております。私がリーダーとなって、今、Iターン・Uターン促進戦略会議というものをこしらえております。その中で、河合町の魅力というものをもう一度洗い出して、それをまず町民の皆様に見ていただくという今取り組みをしております。それは、具体的に決まりましたら、また広報紙、ホームページ等で発信していきたいというふうに考えております。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） AEDのことで、もう一つだけ。課長のお答えの中で、そういう必要施設が出てくれば考えるという話なんですけれども、そのガイドラインも人数までは書いていないと多分思うので、そういう曖昧な部分はあるにせよ、いみじくもおっしゃった集会所

の数が20カ所あるということで、先ほど私も質問の中で言いましたように、集会所に設置されていないので、せっかく講習を受けてもどうなのかという質問が寄せられていますけれども、今後、その集会所への配置についてどのようにお考えなのか。今、金額を聞きますと、大変よいお値段だなというふうに思うんですけども、耐用年数もあることなんで、むやみやたらに設置はできないと思いますけれども、考え方としてどうなのかということで、お答えを願いたいと思います。

それから、空き家につきましては、町なりにいろんなことをお考えだというふうに思いますけれども、どちらにせよ、建物の現状の把握について早急にさせていただくことがまずは基本だというふうに思いますので、その点についてだけお答えをお願いします。

○議長（疋田俊文） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 集会所ということでございますが、何度も申しますように、ガイドラインによりますと発生頻度の基準というのが書かれておまして、心停止が2年に1回以上目撃されている施設、50歳以上の成人250人以上が1日16時間以上常駐している施設、そういった多数の人が出入りする施設に重点的に配備するのが効果的・効率的な配備だと言われています。それからしますと、なかなか集会所にまで設置するというのは、現時点では難しいかなと考えています。例えば、民間ですとか、大字自治会などの協力を呼びかけていって、民間の力を提供してもらおうという考えもございます。例えば、高塚台2丁目自治会では、自治会でレンタルという形で配備をされております。ある業者のホームページを見ますと、税込み価格で月額約5,700円、年額7万円弱となっております。そういった形式で配備するというのも、一つ紹介をさせていただきたいと思います。

○議長（疋田俊文） はい、次長。

○総務部次長（澤井昭仁） それから、AEDの集会所の件ですけども、これについては総代自治会長会で以前から議論がされております。集会所によっては、使用頻度の高いところ、そうでないところ、あるいはイベントをたくさんしているところ、していないところというのがございます。そういうことで、今年についてはイベント用ということで、総代自治会長会で1つ購入したということでございます。

その集会所それぞれにつきましては、例えば夜に必要になったらどうするねんという話もありました。しかし、夜の場合は鍵がかかっております。そして、かなり時間的にかかるということから現実的ではないと。ただ、それ以外の昼間の集会所に来られている方の対応というのは、今、森嶋課長が答弁いたしました基準をもとに、それぞれの大字自治会でもいろ

いろ検討していただくかなというふうに考えております。

まさしく新しい公共空間というか、新しく発生したそういうテーマでございますので、なかなか答えが見つかりにくいですが、例えば誰が負担するのか、誰が使用するのか、誰がその管理の責任を持つのかという部分の課題も出てくるものですから、また総代さん、自治会長さんらと議論してまいりたいというふうに考えております。

それから、空き家ですけれども、議員は早急に建物全体を調査すべきということですが、現在ではまだ感覚でしかない、基準がないわけです。ですので、今の時点で私の答弁で、「はい、わかりました。調査します」とはなかなか言いづらいところがあります。先ほど申しました法律の動向を見ながら進めてまいりたいというふうに思いますので、今回の答弁としてはなかなか、「はい、わかりました。すぐに取りかかります」と言えないので、その辺はご理解をお願いします。

○議長（疋田俊文） 議員。

○6番（池原真智子） AEDのことですけれども、総代自治会長会でもお話をされているということなんで、例えばさっき森嶋課長がおっしゃったように、月額5,700円とかのレンタルでいけるとかというふうな情報も含めて、きちんとお伝えをいただいて、私のところにそんな相談が来ないようにぜひお願いをしたいなというふうに思いますし、また住民に対しても啓発していただくようお願いしたいと思います。

それから、空き家について、今ガイドラインがないので調べにくいと。それで、法律ができたということなんですけれども、どちらにしても目視だけでもわかる範囲で調べたらどうかと思うんですけれども、その辺はどうですか。今後、法律ができたとしても、ガイドラインができたとしても、二度手間にはなるかもわかりませんが、現状の把握で町が対策立てる上では必要になると思うので、その点についてだけお答えください。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 当然、限界があります。中に入れませんので、外からの実態ということになります。300軒ということですので、可能は可能なんですけれども。ただ、今するということではなしに、そういうのを含めて検討させていただきます。300軒を写真撮って、それをデータで残すということは可能ですので。それが、それだけで終わってしまうような作業であるのなら、私は、しないほうがましなのかなと。それを使ってどうするということまでずっと踏み込んだ上で、必要であればやっていきたいというふうに思います。た

だ、今ここでやりますとかということではなくて、やっぱりやるのであればつなげていきたいというのが私の考えですので、そういう意味合いで正確な答弁というのはできないということ、ご理解をお願いします。

○6番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） どうするのを考えてもらわなければならないという思いで、私は質問をさせていただいているので、その点は確認をお願いしたいのと、それで今すぐできるかどうかかわからないけれどもという話なんですけれども、現状把握について必要だとお考えですか。その点についてお答えください。

○議長（疋田俊文） はい、次長。

○総務部次長（澤井昭仁） もちろん、把握は必要です。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） だとすればですよ、いつするかということと、それから何度も言いますけれども、把握をしてから方向を決めるということが筋だと思うんで、いつということは私もなかなか求めにくい点があるんですけれども、把握はしていくということでお互いに確認をしたいなと思うんですが、その辺についてどうですか。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 把握をしていくという点については、私も異論はございません。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） だとすれば、さっきも言いましたように、せめて相談もあることですから、目視の時点で把握するというので、早急な把握というのは、私は、必要だとは思いますが、町が体制が整わないというのであれば、どれぐらい、法律ができてから把握するというふうな考え方なんでしょうか。

○議長（疋田俊文） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 例えば、調べ方の方法で、立入権が付与されてから中を調べるというのは、これは完璧に実態調査というふうになります。池原議員おっしゃっているのは、事前の調査ということだと言われていると思っています。いずれにしても、その調査の必要性というのは、先ほども申しましたように、感じております。その時期についていつにするかというところについては、これちょっと留保させていただきたいというふうに思います。その時期はいつかと聞かれると、いつというのはなかなか答えられないです。でも、検討は進

んでいますので、もしあれでしたら、また次の機会で聞いていただいて結構ですし、私も、機会を見つけて池原議員にそれなりの報告をさせていただきたいと思います。今すぐすとかいうことになれば、「はい」とは、なかなか言いにくいところがございますので、ご理解をお願いします。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） なかなか話が並行線のままで、これ以上、次長に言っても進まないのかなと思うんですけども、現状把握について必要だという認識はお互いに一致をしていますので、例えばさっきおっしゃったIターン・Uターン促進戦略会議みたいなもの話も含めて、この空き家の現状を把握することも必要だというふうには、多分、次長もお考えだろうと思うので、いつまでとは答えられないけれどもということなんですけれども、めどだけでも示すべきではないかなというふうと思うんですけども、その点にだけついてお答えください。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 例えば、私、言うているのは、空き家ということで、総代さん、自治会長調べられた家の近くに行って写真を撮ってそれをデータベースにするだけで、それでどうやねんと。それだけをするだけで意味があるのかなというのが、今の実際のところです。ですので、もう少し検討を踏まえて、そのデータベースについても何がしかの次へつながるそういう道筋ができれば、やっていってもいいのかなというふうに思っています。

めどと言われても厳しいところがあるんですけども、めどというのは、ですんで、とまっていたら、とまってしまっていたら、それは池原議員からご指摘を受けても、私は、いいと思うんですけども、私は決してとまるつもりはないです、この空き家については。ただ、着実に進めてまいりたいし、他町におくれをとらないつもりでいております。その気位は、ご理解いただきたいなど。その中で、今言う空き家のその実態調査は当然していかなければならないというところも、私は承知しております。ただ、時期についていつするということになれば、その実態調査からどういうストーリーというか、道筋が生まれるのかという部分が見えてこない限りは、いつにしますということは、私は、今の段階で申し上げられないということです。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） なかなか話が進みませんが。ただ、めどと言いましても、そんな、私、

あしたあさっての話をしているわけでも何でもなくて、こちらからすれば、情報がなかなか開示されていないので不安なんですよね。どうしていく、町がどうされようとしているのかということがなかなか私自身も見えてこないもので、こんな質問をしているんですけども。もう、時間なんであれですけども、次長は、方向が示されてから把握されようとしているんですかね。その点はどうですか。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○議長（疋田俊文） 次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 多分、考え方は似ていると思うんですけども、時期というて幅を持たせていただけるのであれば、3月までには何がしかの形をお示ししたいというふうに思います。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

○6番（池原真智子） はい。その点について、今お答えあったような時期で取り組みをしていただくようお願いをしまして、私のほうからの質問を終わります。

○議長（疋田俊文） これにて池原議員の質問を終結いたします。

暫時休憩します。議長を副議長に交代します。10分間。

休憩 午前10時51分

再開 午前11時04分

○副議長（岡田康則） 再開いたします。

◇ 谷 本 昌 弘

○副議長（岡田康則） 3番目に、谷本昌弘議員、登壇の上、質問願います。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷本議員。

（9番 谷本昌弘 登壇）

○9番（谷本昌弘） 議席番号9番、谷本昌弘。一般質問通告書に従いまして、次の質問をさ

させていただきます。

1 番、ほのぼの農園の利用について。

平成5年、体験農園として一般に有料にて貸し出されました1区画33平米、約十坪の農園。当時の使用料、1区画1カ月1,000円、年間1万2,000円。旬の新鮮な野菜が収穫されるとあって、全区画数81区画、全てが毎年すぐに完売になる、ときには抽せんになるなど人気があり、住民の皆様方には大変喜ばれておりました。

しかしながら、平成18年4月に使用料値上げがあり、1区画が1,500円になり、年間1万8,000円、実に6,000円の値上げとともに少しずつその農園にあきが出始めました。値上げ後、今日まで8年、今では使用59区画、約20区画のあきがあり、先日も広報紙にて農園利用者を募集されておりましたが、このあきを解消させるために何か策があるのか、あるいは、今後、現状このままで行くのか、またなぜこのようなあきが出るのかなど、お聞きいたします。

2 番目、大和川の河川敷の利用についてでございます。

大和川御幸橋付近に、河合町が国から借りておる河川敷公園があります。現在は、ゲートボール場とローラースケート場、この専用の施設となっておりますが、ここ数年、使用されておるような形跡もなく、ただ河川敷となっております。管理者河合町と大きな看板がむなしく立っておるだけです。使用期限は平成26年3月31日とあります。今年の3月31日ですね。今年度も、同じくゲートボール場として申請されたのかをお聞きいたします。もし、まだ申請されていないのであれば、総合グラウンドとして申請していただきたい。野球場あるいはまたサッカーなどが練習できるような申請をしてほしいものです。先日も、硬式野球の関係者の方から、広場があいておるなら使用できないかといったような打診もございまして、問い合わせたところ、だめでした。河合町の子供もたくさん入部しておる野球クラブ、硬式でございますが、野球クラブです。またサッカークラブなどが利用できるようなグラウンドとして新たに申請できないものかをお聞きいたします。

3 番目、1時間100ミリの雨が降ったらの設問です。

日本の各地域でゲリラ豪雨の言葉を聞くことが、大変多くなっております。異常気象のせいで、記録的な雨、先日も京都府や兵庫県、広島県で、特に広島県では甚大な被害が出ております。1時間に100ミリの雨、1日のトータルが500ミリないし1,000ミリの雨が、もし河合町やその近隣に降ったらの話ですが、河合町でも不毛田川あるいは葛下川などがすぐに氾濫をし、大きな被害が予想されます。

昭和57年に、大和川大水害が発生しております。王寺町一帯が水没し、町の中ではゴムボ

ートが行き交った年です。約30年ほど前の出来事です。今日では、100年に一度の災害と言われておりましたが、先日、気象庁もこの異常気象により、今後30年に一度の割合で発生する可能性が大であるというふうに発表しております。昭和57年の折も、廣瀬神社付近一帯は完全に孤立いたしました。河合町でも、この危険に対するハザードマップなどが作成してあるのかなどをお聞きいたします。緊急用にボート及びゴムボートなどが用意されておるのか、また大和川の堤防、その水量に持ちこたえられるのかなどなど、お聞きいたします。

あとは、自席にて答弁いたします。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 議長。

○副議長（岡田康則） 堀内まちづくり推進部次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 私のほうからは、質問の1、ほのぼの農園の利用についてと2番の大和川河川敷の利用についてお答えさせていただきます。

まず、ほのぼの農園の利用についてですが、河合町体験農園、ほのぼの農園は平成5年に住民の「土に触れて家庭菜園をしたい」、「自分で食べる野菜を自分で育てたい」という要望を受けまして、河合町の佐味田地内に設置されました。農園區画数は81区画あります。

開園後は81区画全てが埋まっておりましたが、ご指摘のとおり、ここ数年は空き区画が生じております。今年度は59区画の申し込みがあり、22区画があきとなっております。使用割合にしまして、73%の使用率であります。

空き区画が発生する原因としまして考えられるのは、町内外におきまして、近年車での利便性のよい民間での貸し農園ができてきていること、農業者の高齢化により個人の畑を無償で貸し出している場合があること、ほのぼの農園が西大和などの住宅地から遠く、利便性が余りよくないということなどが考えられます。ただ、当農園は駐車場も備えており、トイレも完備し、地元農業者と交流をし、農業指導なども受けることができるといったよいところがたくさんあります。隣接してほのぼの公園もありますので、一日自然に触れて過ごすことができます。

空き区画の対策としまして、現在空き区画が生じた時点から、町の広報、ホームページで募集の案内をしております。加えて、今後は、以前から2区画の使用をしたいと希望されている要望等がありますので、農園の使用について1人1区画に制限している規則を緩和し、空き区画があるときに限り2区画までの使用を認める、1人でも多くの方に土に触れていただきたいという設立当初の目的に沿って、広く広報を強化していく等について検討してまいります。

続きまして、2番、大和川河川敷の利用についてお答えさせていただきます。

大和川御幸橋付近にある大和川河川敷公園は、昭和61年10月に、当時の建設省近畿地方整備局大和川河川事務所から、当初、ゲートボール場、砂場などの公園として占用許可を受け、追加しまして平成元年に同敷地内にローラースケート場を設置し、変更許可を受けております。

以降、占用の更新をして現在に至っております。本年、既に継続の占用の申請も既にしております。

当時、この周辺地域に広い公園がなかったこと、中高齢者に非常に人気のあったゲートボールをする場所がなかったことなどを受け、集落地の中に適当な場所がなかったため、この河川区域内の土地を占用して設置に至ったようです。

その後、周辺地域及び総合スポーツ公園などでも、ゲートボール場が設置されたため、利用者が減少している状況です。また、近年、確かに維持管理が十分とは言えないため、どうしても草が繁茂している期間が長くなっており、利用者が減少している状況であります。また、年に数回、大和川の水位上昇に伴い、大量のごみが漂着し、維持管理の障害となっております。

議員が提案されておりますこの公園を野球場、サッカー場への変更ということについてなんですけれども、現在、町内の総合スポーツ公園ほかで野球、サッカーに利用できる施設があること、また敷地が野球、サッカー場としてはかなり狭い、約2分の1程度しかない、加えて隣接する通行量の多い幹線道路の通行車両に危険を及ぼす可能性が非常に高いこと、またもし野球、サッカー施設を設置するとなれば施設整備にかなり大きな費用が必要となることを考慮したときに、町が占用を受けて設置する施設としては適当ではないと考えられます。

以上です。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森嶋課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、3点目の豪雨によるシミュレーションの回答をさせていただきます。

平成20年3月に、河川氾濫、主に大和川等の越水なんです、堤防からのオーバーフローの越水なんです、それをシミュレーションした浸水予想図を作成し、河合町総合防災マップと、こういった形で全戸配布をさせていただきました。

浸水予想図等のハザードマップでございますが、過去の経験測から雨量を想定し、計算し

たものですから、当然それを上回る被害というのは念頭に入れておかなければなりません。

最近の防災の考え方は、過去の被災経験を教訓に、自然に真正面から対抗する予防対策としてのハード整備から、想定外の災害が起こる地域だという認識に立って、そのときにいかに避難し、生き延びるかというソフト対策に移行しております。

本町におきましても、ハード整備を国・県に要望しつつ、命を守る対策を講じてまいりたいと考えております。そのためには、以下の3点が重要だと考えます。

まず1点目、情報伝達の徹底。

我々人間には、自分だけは大丈夫だという正常化のバイアスというのが働きます。それを払拭するために、行政として情報を知らせる努力を徹底します。また、住民の方々には情報を知る努力をしていただくように、平素から啓発をしてみたいと考えております。

次、2点目なのですが、早い段階での避難情報の発表。

広島の土砂災害でもありましたように、空振りを恐れず、早い段階で避難準備情報などを発表し、浸水区域に取り残されることがないように対策を講じることが重要だと考えております。

3点目、浸水被害の際に必要な資機材の調達でございます。

万が一、浸水区域からの救出が必要となったときの資機材、土のうですとか、杭、ロープ、救命ボートも含まれますが、そういったものを事前に調達するとともに、訓練を平素から実施してみたいと考えます。このうち、救命ボートにつきましては、従前から検討しております。どのような状況になって、どのタイプが必要になるのか、そういったところを具体化してみたいと考えております。

これまで、優先順位の高い資機材より調達してまいりましたが、昨今の異常気象による豪雨被害の例もございますので、早い段階で結論を出してみたいと考えております。

以上です。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 1番のほのぼの農園のあきの有効利用ですね。行政のほうも、今までは1区画しか借りられないというような状況だったのが、今お聞きしたところ、2区画でも借りることができる。ただ、そこで思うのが、先ほどおっしゃられましたけれども、なぜあきができるのかということに対して、住民の方、一般のお百姓さんに土地を借りて、気軽に、無料で空き地を耕して作物をこしらえておられる。無料であるというのが、無料というの

はちょっと語弊がありますが、年間1万何千円とかいうような金額でなくて、手土産程度は持って行かれるんでしょうが、大体その程度で耕作地をお借りして、自分で農園をやっておられると。に対して、河合町のは1万8,000円という、10坪程度ですが、1万8,000円という、この有料であると。有料であるというところに、私、どうもひっかかっておられるのではないかと思うわけです。ですから、せっかく1区画が2区画でも借りられるとあれば、この隣接地の方に対して、隣の土地があいたという方に対してでは、その隣接の土地の使用料、同じように1万8,000円というような金額でなしに、むしろ使っていただくというような観点から見て、3分の1程度の金額。使っていただくと、そろばん合わへんからというようなわけではなく、せっかく隣の方が耕作されておるんであれば、ついでにその隣の土地も使っていただくと。ただし、金額は3分の1でよろしいですよというぐらいの判断をしてほしいわけです。そうすれば、今現在あいておる20区画、またさらにあきが少なくなるのではないかと考えております。

確かに、ほのぼの農園で、皆さん方、耕作されておる方々、熱心に、本当に研究されて実入りも十分なほど、皆さん、各それぞれに競い合せて、作物を一生懸命こしらえ、この夏の暑いにつくっておられます。私もよく知っておりますが、そのように、隣接地に限っては金額を下げてやってはどうかという提案をしておるわけです。その辺、次長、いきなり判断で値段下げるとか、上げるとかいうのは、これはできないわけですが、今後、それなども大いに検討していただく課題、いわゆる金額の見直し、1万8,000円を幾らか下げて、そして2区画目、3区画、もっと値段を下げると。

そして、一つお聞きしたいのは、ほのぼの農園をお借りしている地権者の方にどれぐらい年間支払いされておるのかということをお聞きいたします。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 議長。

○副議長（岡田康則） 堀内次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） まず、2区画目以上の使用をしていただく方に対して使用料を下げていくというようなことの提案なんですけれども、今のところ、まず2区画、1区画に制限していたものを2区画まで使用していただくということで、まずはその空き区画の状況を見させていただくということをお願いしたいと思います。

それで、借地料についてなんですけれども、年間この借地料の支払いについては5年間ということで、まとめて支払いしておりますけれども、1年当たり直しますと87万8,000円ということになります。

以上です。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 地権者に対して87万円、今現在60区画ほど、大体約100万円の収入があつて80万円の支払い、そろばんは合うておるわけですが、そのようなそろばん勘定を別にはじくことはなくなつても、できるだけ空き地を、耕作面積のあきをなくするという行政サービスという観点から、できる限りこの金額を見直していただくというふうに思います。

2番目の大和川河川敷の問題ですが、今年の春に期限が切れておるわけですが、そして、次に申請されたんは何で申請、また同じようにゲートボール場として申請していただいたんですかね。ちょっとお聞きします。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） はい。

○副議長（岡田康則） 堀内次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 占用の継続につきましては、同様、ゲートボール場、砂場、ローラースケート場ということで継続の占用の申請をしております。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 今までに、私も、ここ5年、6年、今先ほど次長もおっしゃられましたけれども、河合町が河川敷をゲートボール場として当初借りられたと。その当時は、ゲートボール場というのが、各地域になかったがために河川敷を利用されたと思つて、このゲートボール場にされたと思つて、今、ゲートボール場というのは、比較的各自治会のところに、皆さん方、それぞれに専用コートを持っておられると思つて、あえて、わざわざ大和川の河川敷、日蔭も何にもないところに、あえてまだこのゲートボール場を申請せな、必要性、それがあつたのかどうかということですね。それよりも、今、野球場、特に、私、野球といつて、比較的軟式の野球というのは、総合グラウンド、河合町にでもたくさんグラウンドの、あるいは小中学校のグラウンドなどなどであるわけですが、硬式ですね、リトルリーグが使うような硬式、河合町にはその硬式のチームはないわけですが、チームのあるところに河合町の子供さんもたくさん行つておるわけですね。そういうチームがあるわけですね、現在。その硬式の専用グラウンドというのが、なかなかあつちこつちのうて、グラウンドを確保するのに非常に四苦八苦されておると。そこで、そういうふうな使いもしないような河川敷に、河合町、いまだにまだゲートボール場として申請されておる。ちょっと、私、首

をかしげるような、あるいはまたサッカーにしても、グラウンドのその申請、サッカーなんかも河合町におきましては非常にグラウンドの確保ということで難しいというふう聞いております。

せやから、何も正式な、先ほどおっしゃられました面積が少ないと、面積が少ないためにグラウンドにして使用できないって、こうおっしゃっているわけですが、何も正式なグラウンドでないんですから、練習する場所ですんで、何もその一辺何十メートルというふうな場所でのうても、その辺を理解していただいて、ただ練習する場所として、硬式なり、サッカーなり、使えることができないかというふうな申請の仕方をしていただけないかということ言うとするわけです。

その辺、どんな思いですやろうか。お聞きします。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 堀内次長。

○まちづくり推進部次長（堀内伸浩） 今、おっしゃっております野球場、サッカー場の広さが十分でなくてもいいといったことで、そのそういう施設をつくるということが、まず町として適正なのかどうかということと、先ほども申し上げましたように、町内で、その野球、サッカーとして利用できる施設があるということがありますので、あえて施設があるのに、また追加したような形で、その野球場、サッカー場を設置する必要があるのかということもありますので。ただ、おっしゃっているように、河川敷の占用については考える時期が来ていると、設置以降年数にしまして30年程度経過しております。設置当時の状況からでも変化しておりますので、その維持、利用目的、存続等については、今後検証する必要があるかと、それについては考えております。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 今おっしゃられましたように、何もそのグラウンド、河川敷にサッカー場あるいは野球場をつくるのではなく、ただ空き地として利用すると。草を刈ってあれば、グラウンドとして借りる側が毎日保護者の方も出て来て掃除されると思うし、草も刈って手入れもされると思いますんで、何もそのグラウンドを整地して、新しく資本を投じて、そこにグラウンドやらサッカー場をつくるといった観念ではなく、広場を貸してほしいというふうな使用ですんで、できるだけそのように考えていただいて、使用の見直し、サッカー場と、あるいはニーズのあるスポーツの施設に貸して使えるような施設として使用していただきたい

いというふうをお願いしておきます。

3つ目の100ミリの雨、ハザードマップがあるということですが、どの程度の雨の量のハザードマップの作成やったんか、お聞きいたします。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森嶋安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 先ほどの総合防災マップでございますが、大和川及び曾我川下流につきましては、150年に一回の大雨、2日間総雨量268ミリを想定してございます。曾我川上流高田川、葛城川につきましては、24時間総雨量195ミリ、ピーク時の1時間最大69ミリ程度の大雨を想定しています。

したがいまして、議員ご質問の100ミリの降雨が続きますと、ここに書いておりますハザードマップを超える被害が発生するということになりますので、先ほど申しましたように、ソフト面で対応していきたいと考えております。

○9番（谷本昌弘） 議長。

○副議長（岡田康則） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 今、お聞きいたしましたが、その雨量の違い、ハザードマップをこしらえられた当時、60ミリ、70ミリというような雨量ですが、近年では本当に100ミリの雨というのがいとも簡単に全国のどこかで降るような時代になってきました。河合町におきましても、また河合町でのうても、河合町の近隣に100ミリというようなバケツひっくり返したようなすごい雨が、仮に2時間、3時間も降り続くとすれば、普通でも廣瀬神社の一带、水没するような事態が起こるわけです。100ミリの雨、仮に、あるいは2日、3日というような降り続くような状態、本当に自然災害というのも、本当に簡単に起こるような時代になっておりますんで、防災というものに関しましては、非常に行政に関しましても十二分にその辺を検討していただき、また最後に一つお聞きしておきますが、大和川の堤防の強度、耐えるだけの強度はあるんですやろうか。ちょっと、これは課長に聞いたところで、どうかなと思いますねんけれども、その辺、どんな思いですやろか。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森嶋安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 大和川の堤防の強度ということでございますが、大和川は国土交通省の直轄河川となっております。したがいまして、国土交通省で調査しているか、そのあたりは確認してみないと今はちょっと資料等ございませんので、また後日ご回答のほ

うをさせていただきたいと思います。

しかし、河川ということで面的ではないので、なかなか全路線についての調査というのは困難かなというふうには考えますが、そのあたりはまた国土交通省に確認はしたいと思います。

○9番（谷本昌弘） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 谷本議員。

○9番（谷本昌弘） 河合町は、もともと風水害の少ない地域、立地条件がこのような立地条件ですので非常に少ないと、そのような地形でございますが、今言うように、近年では考えられんような事態が生じると。そのようなことを十分に考慮していただき、安全・安心というものに関しましては、今後とも十二分に励んでいただきたいと思います。私の質問を終わります。

○副議長（岡田康則） これにて、谷本昌弘議員の質問を終結いたします。

◇ 馬 場 千 恵 子

○副議長（岡田康則） 4番目に、馬場千恵子議員、登壇の上、質問願います。

○1番（馬場千恵子） はい。

（1番 馬場千恵子 登壇）

○1番（馬場千恵子） 議席番号1番、馬場千恵子。通告書に基づき、質問いたします。

西大和ニュータウンにある配水塔の老朽化が目につき、地域住民から、数年前から不安の声が上がっていました。25年度で施設調査がされたようですが、その結果についてお伺いいたします。

また、耐震化を含めた今後の計画はどのようなスケジュールなのか、またそれに費やす費用はどれぐらいで、地域住民の水道料金に対して、その影響はどうかをあわせてお願いいたします。

2番目は、子ども・子育て支援制度についてです。

来年4月から、子ども・子育て支援新制度がスタートします。昨年12月議会で、子ども・子育て会議が設置されました。その構成メンバーと会議の進捗状況について教えてください。

また、町長の施政方針にもありますが、ニーズ調査の結果をもとに子ども・子育て支援事業計画の策定に向けて検討を行う、また認定こども園にかかわる調査・研究を進めるとありますが、進みぐあいと、その具体化は今後の新制度の兼ね合いでどのように展開していくのか、町長にお伺いいたします。

また、今回の新制度は、学童保育についても言及しています。現行と変わるところがあれば、具体的に示してください。

再質問がありましたら自席にて行いたいと思います。

○上下水道課長（石田英毅） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 私のほうからは、1点目、河合町配水塔について答弁させていただきます。

西大和ニュータウンにございます配水塔、昨年度実施いたしました施設調査の結果、劣化のほうが著しく、既存の構造物としての補強改修は不可能でございまして、建てかえといった判定がなされたところでございます。

現時点におきましては、施設調査結果より得ました問題点の抽出及び各種関係機関と協議・調整作業を行っておるところでございます。

今後におきましては、構造物部材の確定、また財政実施シミュレーション、事業実施スケジュールの構築を含めた基本計画、こちらの策定を実施したいと考えておるところでございます。

なお、建てかえとなりますと、かなりの費用を要することになりますが、財源といたしましては、国の補助制度及び起債等を最大限活用いたしまして、この事業に係る債務が直接水道料金に影響することのないよう、さらなる経営努力に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

また、この水道料金に関しましてでございますが、通常経費を主とした水道事業経営におきましての料金改定検討は定期的に行うべきであると、あわせて考えておるところでございます。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、子ども・子育て支援新制度について回答させていただきます。

支援会議のメンバー構成ということで、子ども・子育て会議の委員のメンバーとしましては、子供さんの保護者代表としまして保育所、幼稚園、小学校の代表の方3名、そして事業の従事者の代表としまして公立保育所、私立保育所、公立幼稚園、小学校に従事されておられる4名の方、それと学識経験者としまして大学の教授、民生児童委員の2名の方、そのほか町長が認める者としまして、議会の代表としまして、議員1名、高田こども家庭相談センターの所長、副町長の3名の合計12名の委員で構成されております。

2つ目の支援会議の進捗状況でございます。

8月26日に、1回目の河合町子ども・子育て会議を開催しまして、内容としましては子ども・子育て会議支援新制度の概要説明をさせていただきました。それで、続いて、現在河合町で行っております各課においての子ども・子育て事業、それについての事業説明をさせていただいております。

そして、また26年3月にまとめました子供のニーズ調査の結果について説明をさせていただきました。

ニーズ調査の結果から、住民ニーズをかなえるには、認定こども園を河合町として進めていくことによって、一定の課題が解決するのではないかと考えておρισまして、計画策定と並行して認定こども園の調査・研究をすることについても承諾を得ております。今後の会議におきまして、具体的な方策等について検討を重ねていきたいと考えております。

学童保育につきましては、現行法では、おおむね10歳未満、小学生3年生までとなっておりますが、法改正により、対象年齢の拡大、小学生6年生までを考えていきなさいということになっております。また、ニーズ調査の結果や各委員の意見を踏まえまして、対象年齢の拡大などについて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○1番（馬場千恵子） はい。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） まず、給水塔についてですけれども、劣化が著しく建てかえということで、調査結果が出ているということですが、今それに伴っている関係者との調整がされているということですが、その基本計画の作成を進めるスケジュールといいますか、いつごろまでに工事を進めていくのかなど、ちょっと具体的に教えてもらいたいのと、それとこの時点で、この劣化されている著しいこういった状態で大災害が起こった場合、この給水塔が倒壊したらとか、地域住民の方から不安の声が上がっているんですけれども、この時点で

その給水塔が倒壊したら、地域住民にどういった影響があるのかというのをどんなふうに想定されているのか、お聞きしたいと思います。

これ、建てかえについて、給水塔の建てかえについては国の補助等があるということですが、それとあわせて建てかえに伴う水道料金についての、何ていうか、値上げはないというふうに言われたと思いますが、通常の経営についての改定は考えているということですが、この通常の経営についての値上げをするというような状況というか、それはどういった状況になったときに、その通常の値上げを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

それと、子ども・子育て支援制度についてですけれども、構成メンバーのところで、保護者というか、保育所とか、幼稚園とかの保護者の数が3名ってお聞きしているんです。ちょっと、3名では構成メンバー的に最も意見を聞かないといけない、事業所のところの先生方の意見も聞かないといけないんですけれども、少ないかなというふうに思います。

それと、この会議の進捗状況、事業説明をしているということです。ここを、もうちょっと具体的に教えてもらいたいと思います。

それと、ニーズ調査についても、何件を対象にニーズ調査をされて、何件返って来たのかということもお願いします。

それと、認定こども園を進めていく方向というふうに担当課の方から言われましたけれども、町長の施政方針の中にもその方向で検討・調査していくというふうにあります。河合町にとって、本当にこの認定こども園をしていくというのが最もいい方法なのかというのを、私は、再度検討してもらいたいということを提案したいと思います。この認定こども園というのは、保育所の待機児童があるとか、また幼稚園の園児が余っているとか、そういった状況のある自治体では有効であるというふうに言われています。また、全国的に国の方針でこの認定こども園を進めるということで積極的に取り組まれたところが多くあるし、国のほうもこれからも進めていくということで力を入れておられるようですけれども、もう反対の方向として、もうこの認定こども園をやめよう、もとに戻そうというような動きもあらわれているのも事実だと思います。そういったことも鑑みて、どんなふうに思われているのか。

これは、町長にお聞きしたいんですけれども、河合町の未来を担う子供たちのことですので、最も重要視しておられると思いますけれども、町長の御意見もお聞きしたいと思います。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○副議長（岡田康則） 石田上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 基本計画と今後のスケジュールでございます。

スケジュールに関しましては、申しあげましたように、今後検討を重ねていくものですが、現時点においても想定されます被害に向け、危機感を持って取り組んでおるところでございます。しかしながら、大きな事業でありますことから、熟慮に熟慮を重ね、ベターではなくベストな更新計画を策定することを当然求められるものでございます。しかるべき時期がまいりましたらお示しすることができると考えておりますので、なにとぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

2つ目でございます。被害想定についてでございます。

被害想定、被害レベルにもよるかと思えるところでございますけれども、施設の漏水、構造物からの漏水等が想定されるものだと考えておるところでございます。

3つ目の料金値上げでございます。

先ほど申しあげたのは、直接水道料金に影響をすることのないように経営努力をさせていただきたいと申しあげたわけございまして、そういった努力をさせていただきたいといった内容とご理解いただきたいと思います。

その検討でございますけれども、値上げに対してどういうときに値上げというものが発生するのかということでございますけれども、我々は県営水道のほうから、水道のほう供給いただいております。それに対しまして、県営水道の料金改定、こちらのほうが発生した際、やはりそれに対しての検討が必要ではないかと。ただ、その検討といいますのも、その時点におきまして、先ほどの県水の背景等でございますけれども、その時点における料金体系が適切かどうかといった検討でございます。すなわち、料金値上げといったものではございません。場合によっては、料金値下げといったケースもあり得るということでございます。

以上でございます。

○副町長（藤岡和成） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 副町長。

○副町長（藤岡和成） 認定こども園のことにつきましては、町長、私、担当部長、担当課長、我々共通認識をしているということで、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

議員の質問の中にございましたけれども、認定こども園、必ずしも待機児童があるから、ないからということでは、私は、ないのかなという思いもしておりますけれども、ただ現に幼稚園というのは、管轄は文部科学省、そして保育所は厚生労働省というのは、今の、現在

の管轄でございます。

そういった中で、町がニーズ調査をいたした中で、本当に多くご意見があったのは、やはり幼稚園の保護者は、どうしてもやっぱり時間が短いということで、教育はもちろんですけれども、もう少し長く保育を希望されるという方が非常に多かったと。そして、保育所の保護者は、やはりもっと就学前の子供に対して教育もやはりしてほしい、そういった要望が非常に多かったわけでございます。

そういったことで、この認定こども園というのは、ご承知のように、教育、保育を1つとする施設でございます、いわば幼稚園、保育所の両方のよさをあわせ持った施設であるのかなと思っております。

そういった中で、保護者の就労実態にかかわらず、やはり認定こども園には入園していただくと、そういう大きなメリットもございます。

そして、もう一つ大きなやはり目的は、この認定こども園の中に、先ほど申し上げましたように、多くの子供にかかわってのニーズがございます。そういった幼稚園部門、保育所部門のほかに、全体的にそういった方々のニーズを受けとめる、そういった部署も認定こども園にすれば可能ではないか、そういうことも含みながら検討をしていきたいなど、進めたいなど思っているところでございます。

以上です。

○福祉政策課長（辰己 環） はい。

○副議長（岡田康則） 辰己課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 議員のほうから、委員のメンバーの保護者3名というのは少ないんじゃないかということなんですけれども、住民ニーズのニーズ調査をさせていただいておりますので、12名の合計、委員さんの中で3名というのは、公立保育所、幼稚園、小学校の代表ということで3名というところは妥当ではないかなと考えております。

それと、ニーズ調査の調査の数ですが、就学前の方に対しての調査票の配布数は900、小学生に対しての配布数が1,200、有効回収数が就学前は362、小学生は473、回収率としましては、就学前が40.2%、小学生は39.4%となっております。

支援会議の状況ということですが、1回目は、ニーズ調査の一応内容と今現在町各課でさせていただいている子ども・子育ての事業の紹介をさせていただきました。

それで、まだ1回目なので、具体的な案件は、まだこれからということで、次回10月の終わりごろには2回目の会議で具体的な案件を検討していきたいというところでございます。

○1番（馬場千恵子） はい。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） まず、給水塔のところですけども、その基本計画の策定について、ベストな計画ということで、しかるべき時期というのがすごい曖昧で、どんなふうにも、私も検討がつかないしかるべき時期なんですけれども、もう少しわかりやすく教えてください。

それと、給水塔が壊れた、倒壊した場合の想定ですけども、漏水とかについていろいろと言われ、2点言われましたけれども、それが住民にとって、具体的に言いますと、その水漏れとか、壊れた場合、その地域住民の周りの人の意見として、不安な声として、自分のところはどうなんねやみたいな心配が常にあるわけですよ、そのすぐ横にあって。ひび入ってるやんとか、もうぼろぼろ状態やというのをいつもいつも見ているので、それがどういうふな影響があるのかというようなところを具体的に知りたいというところですよ。

それと、料金改定ですけども、想定される場所というのは、県水の改定が発生した場合。これは、そのうちの一つというふうにご考えていいのかわかりませんが、この県水が値下げしたときには、料金は値下げされていないんです。それで、次、改定が想定されるという時期と言いますと、その県水が改定されたということは、値上げされたら値上げするというような考え方というのが、ちょっと納得いかないというので、その辺も、説明、お願いしたいと思います。

それと、認定保育園の利点について、いろいろと述べていただきましたけれども、私は、町長が施政方針に述べられたことに対してどうだったかということをお聞きしたいということです。

それと、それぞれの管轄が違うところが1つになるということですので、いろいろと問題点、矛盾点も出てくるかと思えますけれども、幼稚園に預けておられる方がもう少し長時間見てほしい、そういった要望も多分あるかと思えます。それは、やっぱりパートに行きたいとか、文化活動にも参加したいとかというのものもあるかもしれませんけれども、そういった女性が社会進出するための条件も整えやすいということで認定こども園というのは有効かもしれないですけども、実際には、女性がそういった外で働きに出るという条件が社会的にどれだけ整っているのかという点では、すごい疑問があると思います。それで、長時間預けることによってそういうことができるというふうなことも安易には考えられないということもありますし、特に河合町では、幼稚園児についても、23年度からは園児が増えている状態です。保育所についても地域の保育所にも協力をいただきながら、待機児童がないというこ

とで、国が進めている認定こども園、これを進めるというのは、ちょっと安易な方向かなというふうに思うんですけれども、今のその保育行政、保育の行政とか、それから幼稚園の状態とかをもっと充実させながら、今の河合町における子供さんについて責任を持つ方向で進めていくべきではないかというふうに思います。

それと、先生なんですけれども、今まで幼稚園の先生と保育所の先生と一緒にされるという事で、かなりの今までやったこともないことも含めてされるわけなんですけれども、そういった混乱についてどうかとか、その具体的などころも検討をもっと十分しながら、結論的に認定こども園を進める方向でいろんなことを進めていくというんじゃなくて、今の子供たちの発達を保障する、町としても保障していくという、責任を持っていくという方向でどうであるかということをもっと子ども・子育て会議等でも、その町としてのちゃんと方針を持つべきではないかというふうに思います。

学童保育ですけれども、学童保育についてもいろいろ言われているわけなんですけれども、25年度の決算で教えていただいた数からいいますと、次の子育て方針新制度の中では40人を超すと指導員が3名というふうに言われていたかと思います。それで、最初は45名ですので、こういった指導員の配置についても検討してもらいたいというふうに思います。

6年生まで拡大について検討するという事なんですけれども、河合町は6年生までも見られているんですね。その新制度になることによって、この数が増えるというような見通しですか。

○福祉部長（中尾博幸） はい。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 認定こども園の関係で、馬場議員のお考えを今お聞きしました。

しかしながら、先ほど副町長がお答えしましたように、河合町のいわゆる住民の方のニーズ調査、これをさせていただきました。その中では、いろんなご意見をいただいております。例えば、幼稚園の中の例えば保育をしてほしいとか、それとか、例えば一時保育をしてほしいとか、それからファミリーサポート等をしてほしいとか、いろんなご意見をいただきました。その辺を総合的に判断しますと、例えば認定こども園を整備することによりまして、例えばその中の事業としまして一時保育ということも可能である。また、認定こども園には子育て支援センターというものを必然的に設置しなければなりません。その中で、ご父兄の方の、保護者の方の例えば子育ての相談を受けていくとか、そういう体制が確立されるというふうに、今、思っております。その中で、調査・研究を進めながら高めていきたいというふ

うに思っております。

それから、学童保育、これにつきましては、ちょっと質問の中で町のない部分もあるんですけれども、指導員につきましては、現在も配置は各学童保育、子供の人数に合わせて、一応、20名に対しまして1人という基準を一応設けておりながら配置をしております。ただ、その中に、例えば障害を持っておられるお子さんがおられる場合は加配の配置をやっておるという状況でございます。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○副議長（岡田康則） 石田上下水道課長。

○上下水道課長（石田英毅） 西大和配水塔でございます。

1つ目の基本計画の具体的な時期といったことでございます。先ほど、抽象的な、しかるべき時期と申し上げました。先ほどから申し上げましたように、ただいま問題点等々の抽出作業、現在取り組んでいるところでございます。こちらのほうが整いましたらと申しますか、できるだけ早い時期に基本計画へつなげていきたいなど、このように考えているところでございます。

2つ目の倒壊等、漏水、その辺の被害において近隣はどうかといった形でございます。先ほど申し上げました漏水と申しますが、例えばと言いましたらおかしいかもわかりませんが、マーライオンのような、口からぴゅーっと水が出るような、ああいう状況、ご想像いただければと思いますけれども、シンガポールですね。そちら、そういった状況というのはほとんど考えられにくい、なぜかと申し上げますと、こちらPC構造というつくりになっておりまして、さきの阪神・淡路大震災、その際にもかなり古いPC構造の配水塔があったと。その中でもあれだけの被害と申しますか、災害が発生した場合でも、倒壊したPC構造づくりの配水塔というのは、施工不良が1つあったということを聞いておりますけれども、なかったといった情報を得ておるところでございます。例えば、漏水等で近隣の道路、そちらのほう、水のほうが側溝からあふれるといった状況、こちらのほうは十分考えられるところであるかなと思います。

3つ目の県水改定が発生した場合、すなわち値上げをすると申し上げたわけではございません。先ほど言いましたように、そのときの経営状況、改定と申しますのは、その先、約5年間ぐらいを見据えての料金検討といった形というのが理想でございます。それを見据えた上の検討をさせていただきたいと、このように申したわけでございます。

以上です。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） この中山台の給水塔ですけれども、あるところからは、いっぱいいっぱい入れていないとか、60%ぐらいしか入れていない、それ以上入れると危険であるとか、いろんなことをうわさには聞くんです。それと、あわせてこの給水塔ができて何年たつんでしょうかね。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○副議長（岡田康則） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 現在、中山台には3つ配水塔ございます。西名阪側から見まして、右から昭和44年、真ん中が45年、一番左が昭和49年でございます。

○1番（馬場千恵子） はい。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） このコンクリートの耐震というか、耐久性というか、いろんなところで橋の崩壊とか、この間も、私、橋の耐久性についてというか、質問したんですけれども、安全性について質問したんですけれども、特にこういったコンクリートとっていいのか、建物は一気に崩壊するという記事をよく聞くんですね、橋が崩落した、道が陥没したというような感じで。そういった危険がないのかどうか、すごく地域住民の方も心配だと思うんですけれども、その辺もあわせてお願いしたいと思います。

それと、料金の設定等については、また次回の質問でも行いたいと思います。

○上下水道課長（石田英毅） 議長。

○副議長（岡田康則） 石田課長。

○上下水道課長（石田英毅） 近隣被害といったことでございます。

配水塔、例えば既存の配水塔でございますけれども、一応、部類にいたしましたら土木構造物といった部類でございます。耐用年数と申しますのは60年という形ではうたわれておりますけれども、当然劣化状態によりまして、それが短命になる場合も当然ございます。

被害のほうでございますが、先ほどちょっとあやふやな言い方もした部分もございましたが、当然、我々の視野の中では、倒壊、横転という場合じゃないないんですけれども、倒壊といった表現使わせていただきますけれども、そちらの想定もしております。ただ、今の構造物自体が、すなわち近隣住戸に影響を及ぼすかといいましたら、その辺の確率、先ほど申し上げました被害レベル、震度レベルといえますか、地震の場合ですね、そちらのほうにもよるかとは思いますが、確率的には低い状態ではないのかなと想定はしておりますけ

れども、考えております。

以上でございます。

○副議長（岡田康則） ありませんか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 認定こども園の設置そのもの、また新制度についてもオールマイティというふうにも思っていないんですけれども、むしろ反対の立場ですけれども、この仮に認定こども園等に移行した場合、今それぞれ幼稚園とか保育所で受けている子供たちの状態とか、それからまた保護者の方の負担の状態とか、その変化はどんなふうを考えておられますか。

○福祉部長（中尾博幸） はい。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 今現在、保育所と幼稚園というのは別々にしているんですけれども、認定こども園を進める中では、当然保護者の方にもその辺の説明をしながら進めてまいりたいというふうには思っております。

○副議長（岡田康則） ないですか。

○1番（馬場千恵子） はい。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 先ほども言いましたけれども、給水塔のほうについても、住民の安全を守るという立場で、またそういったことで生活に水道料金も含めてというか、住民の生活に影響を及ぼさないような状態で進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

それと、子ども・子育て支援制度のところですが、この子ども・子育て会議の傍聴とかはできるのでしょうか。

○福祉部長（中尾博幸） はい。

○副議長（岡田康則） 中尾部長。

○福祉部長（中尾博幸） 第1回を開いたばかりなので、これから傍聴につきましては、今のところ傍聴規定とかいうのは設けておりません。会長も決まっておりますので、会長さんと相談させてもらいまして、第2回の会議でその辺は検討に入るといふふうになると思います。

○1番（馬場千恵子） はい。

○副議長（岡田康則） 馬場議員。

○1番（馬場千恵子） 近隣の広陵町では既に傍聴もされているということですので、ぜひその方向で検討をお願いしたいと思います。

今、それぞれ受けておられる、先ほども言いましたけれども、料金等とか、それから先生の配置なんですけれども、非常勤の先生とかが割合的に増えるとか、そういったことがないように、今の子供たちの状態が下回らないような、そういった状態で進めてもらいたいということをお願いいたしまして質問を終わりたいと思います。

○副議長（岡田康則） これにて、馬場千恵子議員の質問を終結いたします。

暫時休憩いたします。再開は1時10分からいたします。

休憩 午後 0時15分

再開 午後 1時11分

○副議長（岡田康則） 再開します。

◇ 森 尾 和 正

○副議長（岡田康則） 5番目に、森尾和正議員、登壇の上、質問願います。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森尾議員。

（5番 森尾和正 登壇）

○5番（森尾和正） 議席番号5番、森尾和正が、通告書に基づいて質問いたします。

1番、ふるさと納税について。

ふるさと納税は、連日、ニュースでも取り上げられています。認知度は、全国に広まっています。しかし、制度の活用においては、自治体にはノウハウやリソースが不足しています。

それで、民間業者のソフトバンクなどが、7月に自治体のふるさと納税業務を一括して代行することを明らかにしました。ネット上で、クレジットカードで納税を受け付け、自治体の特産品をお礼として配送する。自治体にとって手間のかかる作業であった納税受け付けか

らお礼配送までを全てシステム化し、自治体の業務省力化に役立てる。

ふるさと納税は、遠く離れたふるさとを応援したい自治体への寄附を促す仕組みで、自治体が出す特典を目当てに協力する人も今は増えています。政府が税額控除の拡大などを検討していることから、今後も寄附の件数・額の増加が見込まれています。

このふるさと納税制度で、平成25年度は県関係では計5,056件、金額で1億5,593万8,640円の寄附を受けたことが奈良新聞社の調査でわかっています。全国的に関心が高まっている中で、25年度ですけれども、寄附ゼロは川西町と河合町だけで、同制度の窓口を設けていませんということが載っていました。河合町のお考えをお聞かせください。

2番、イベントの安全管理について。

イベントの安全管理が不十分で事故が起きた場合、主催者側も巨額の賠償を迫られるだけでなく、刑事責任を追及されることにもなりかねません。福知山の不幸な事故を教訓に、こうした意識が高まっています。河合町などでは、ふるさと祭りでの火災予防計画を教えてください。また、火を使う屋台に消火器設置の義務づけはされていますか。

あと、質問があれば自席にてさせていただきます。

○総務課長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 木村総務課長。

○総務課長（木村光弘） それでは、私のほうから、ふるさと納税についてお答えさせていただきます。

まず、7月22日の奈良新聞によりますふるさと納税の窓口について河合町では設置されていないという報道についてでございますが、これにつきましては、電話による取材に対しお答えした内容としましては、現在、本町では寄附に対しての特産品贈呈の制度はありません、特産品贈呈について現在検討中であり、詳細は決定していませんというような回答をさせていただいたはずなんです。どのようにお聞き取りになられたかはわかりませんが、設置されていないという記事になっておりましたので、すぐに、私ども、奈良新聞社のほうへ一応抗議の電話を入れております。

また、ふるさと納税の寄附につきましては、従来から総務課で対応しておりまして、ホームページでも発信しております。そして、受け付けているところであります。その点は、ご理解のほどよろしく願いいたします。

そこで、国では、ふるさと納税の促進策としまして、地方への寄附を活発化させる効果を狙って、税金が軽減されるふるさと納税の上限額を現在の2倍に引き上げ、税の控除の手續

も簡素化することを検討し、年末に決定いたします2015年度税制改正に盛り込むという報道がなされております。

全国各自治体では、特産品の高級化競争がやや過熱化している状況の中、特産品をターゲットに寄附をされる方も見受けられます。

当町では、他の自治体のように高級な特産品も特にごさいません。高級な特産品を贈呈することで一定の寄附が得られるのかもしれませんが、河合町の考えとしましては、特産品による寄附のみを目的とするのではなく、ふるさと納税のきっかけとなるよう、河合町の魅力、また独自の事業、政策などをアピールし、河合町を知ってもらうことにより支援して下さるよう、今回のふるさと納税制度の拡充内容を十分踏まえ、ふるさと納税促進のために河合町のPR、また寄附者への特典、それと寄附金の手続体制、また民間企業によるふるさと納税システムの活用などを検討し、関係課等からの意見も聞き、ふるさと納税促進のための方策を考えてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○副議長（岡田康則） 澤井総務部次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 私のほうからは、ふるさと祭りの安全管理について答弁させていただきます。

ふるさと祭りは、毎年8月の第3土曜日に開催しております。例年、約2,000人前後の来場者があり、町内のイベントとしては最大級となっております。

昨年、福知山での花火大会での事故、これが25年8月15日に起こりました。ふるさと祭りは、2日後の8月17日の実施ということでございました。昨年の緊急対応として、西和消防に、各露店営業者に緊急指導を依頼いたしました。それを受けて、西和消防が、祭りの当日現地に来て、消火器の有無、発動発電機の設置場所などの指導を行いました。

現在、具体的な安全対策として上げさせていただきます。

まず、交通事故、警備対応、管理全般として、職員約40名を動員して、会場の進入路、駐車場の警備に当たっております。その際、夜光ベスト、それから誘導用赤色棒を以前から購入して対応をしております。また、けが、急病対策として、町職員であるところの保健師を本部に詰めさせております。消防団員にも、出動を依頼しております。16名、消防車4台、配備しております。今年は、さらにAEDを携帯いたしました。

次に、露店営業に起因する事故対策として、露店営業に総責任者を決めさせ、そして総責任者及び各店舗代表者から誓約書の提出をさせております。これは、事前と当日の2回、内

容は衛生管理、各機関への届け出義務の履行、ごみ処理、青少年有害物品の無販売、賠償責任などがございます。今年は、新たに消防署にイベントの届け出を行いました。これを受けて、各店舗が消防署に事前の届け出、事前の相談と指導を行っております。これは、主に火気の取り扱いについてでございます。そして、昨年と同様に、消防署が当日に現場に来て、指導、確認をしておるところでございます。

次に、暴力団対策ですけれども、これは数年前から事前に全店舗から出店届けを提出させております。その出店届けに、全従業員の写真入り身分証明書を添付させております。これを、河合町暴力団排除条例に基づき、西和警察署に暴力団関係者の有無を照会しております。さらに、従業員の変更があった場合、当日まで全て照会をしております。そして、西和警察署が会場の警備ということで、当日に本部に詰めております。これは、状況により届け出と内容の実態、差異、合致の調査をしております。例えば、従業員が違うなど、そういうチェックをしております。各店舗は、その出店届けを各店舗に携帯をさせております。これで警察が当日実態を調査した場合、警察側も、店舗側も、事前の届け出を持っているということになります。

それから、その他でございますけれども、今年から、福知山の事故の原因は発動発電機に事故の原因があります。ということから、今年は全て電気に変えました。これについて、電源の容量が、当然限りがありますので、露店営業者にもその限りの中で営業してほしいと。我々も、会場も限りの中で電気を使っております。具体的には、全てLEDライトに変更をいたしました。それから、今年につきましては事前にかんりの雨が降りました。ということで、会場設営業者に電気ショートによる事故防止のため、全ての電気取り出し口の再チェックをさせました。

そして、あつてはならないことなんですけれども、もし仮に事故が起きた場合ということで、町では以前から総合賠償責任保険をかけております。これは、町に賠償責任があった場合に保険が出るものです。それに加えて、行事来場者等傷害保険に加入しております。これは、町に賠償責任がない場合でも、事故に対して補償をするものです。そして、今年は新たに露店営業者から賠償責任保険の加入を義務づけました。

以上、ふるさと祭りは、これまで主催者が取り扱わない事故、あるいは主催者に届け出があった事故は皆無でございました。それによらず、これからも万全対策をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○5番（森尾和正） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） 河合町は特に特産品がないとおっしゃったけれども、寄附なのに特産品などを送ることについては、確かに特産品をもらえるから寄附をするというのは本来の目的ではないと思います。

しかし、この制度を利用して地域の産業や地域をアピールするマーケティングツールと考えたらよいと思います。今まで知ってもらえなかった地域の特産品や地域の魅力を知っていただくこと、伝えていくことが大事だと思います。その地域をアピールする、どのような取り組みを今考えられておられますか。

それと、イベントの安全管理ですけれども、屋台業者が加入する保険、その額などは指導されていますか。どのぐらいの金額ですか。教えてください。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、木村総務課長。

○総務課長（木村光弘） 地域のアピールということでございますが、この辺を具体的なことをこれから検討していくところでございますが、特にいろんな施策、政策など、夢ビジョン等にも掲げているような部分もありますし、その辺なども検討したいと考えております。

また、民間のウェブサイトからというような部分、河合町のホームページによらず、それらも利用できるというような形もございますので、それらも検討課題として今後方策のほうを考えていきたいと思っております。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○副議長（岡田康則） 澤井総務部次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 露店営業者の保険につきましては、総額3億円、補償金額の上限が1名1事故3億円と聞いております。

○5番（森尾和正） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） ふるさと納税は、税金の使い道を指定できる制度です。祖母の住んでいる河合町の介護施設に寄附金を使ってほしい、また河合町のユニークな夢ビジョンを応援したいという場合もあります。河合町のこういう事業を応援してほしいという事業を、やっぱり早急に考えてアピールしてほしいと思いますが、どうお考えですか。

それと、今、屋台業者は1人3億円とおっしゃいました。仮に火災事故なんか起こった場

合、主催者にも責任は負われます。河合町の、今いろんな保険いっぱい言いほりましたけれども、加入の保険の額を教えてください。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、木村課長。

○総務課長（木村光弘） 質問は、寄附金の使途の選択と考えております。一応、先ほど言いましたように、細かい事業に対しての使途という形で受けるのか、または大きく分野、分野といいますが、教育面、環境面とか、子供・子育てとか、防犯・防災、いろいろあります。それらを目的としての寄附金として受けるか、それらも具体的なことを、今後検討を重ねて方策を考えてまいりたいと思います。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 町は、全国町村会総合賠償保険といまして、これは町のイベントのみならず、町に瑕疵があった場合の補償になります。これは、1名2億円、それから物に対しては2,000万円。これは、賠償責任がある場合に限ります。仮に賠償責任がない場合でも、町主催イベントでお亡くなりになられた方については500万円、傷害・けがについては20万円から500万円の補償があります。加えて、イベントごとの保険ですけれども、イベントごとの保険、ふるさと祭りに関しては、死亡が1,000万円、入院は1日5,000円、通院は1日3,000円、全ての来場者に対応して加入しております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） これからいろんな事業をアピールしていくとおっしゃいました。それと、このふるさと納税は、企業もふるさと納税ができます。一般的な寄附金と異なり、特定寄附金の国・地方公共団体に対する寄附金に該当し、損金できる額に限りはありません。例えば、課税所得1,000万円の会社が寄附金として1,000万円支出すれば、その事業年度の課税はゼロとなります。さらに、納税する地域だけではなく使い道まで指定できる自治体がほとんどのため、企業としては、どんな地域のどんな使い方をしましたかという企業のアピールになります。ですから、これからも、企業からもますます額が増えると思います。

そういう点、企業に対するアピール、このふるさと納税はもう将来1兆円産業、もっと増えるといえますので、企業もやっぱり自分のところの社会に貢献するという意味でもどんどん増えていきますので、企業なんかに対してはどのようなふうなアピールをされますか。

それと、ふるさと祭り、福知山では火を使うのでああい事故が起きましたけれども、今、電気に変えていっていると言いましたけれども、その電気では大丈夫ですか。お願いします。

○総務課長（木村光弘） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、木村課長。

○総務課長（木村光弘） 企業に対しての寄附等のPRということでございますが、企業にかかわらず、ふるさと納税という形への、またそれ以外の寄附という形で、当然ホームページとか、そういうので宣伝等しながら、発信というか、呼びかけていきたいというような形で行っていきたいと思っております。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） まず前段で、この事故というものは100%とめるということは実態上不可能です。我々がしなければならないことは、それを限りなくゼロにする努力、これが求められているんだろうなというふうに思います。

先ほど、電気に変えたといいますのは、福知山の事故の発端となった発動発電機、あの事故は発動発電機の中にガソリンを足そうという行為の中で起こりました。ということで、今年の屋台については、全て発動発電機は使っておりません。それは、電気を使っているからです。

しかし、例えばお好み焼き、タコ焼き、ああいったものについてはプロパンガスを使っております。これらについては、消防法施行令が改正になり、各消防署が火災予防条例を改正して、これまでかわりなかった消防署が届け出義務を設けて、そして事前の指導、そして現地の指導という形になっております。これが、冒頭、私、申し上げました限りなくゼロにする方策でございます。これがなければ、実際問題、屋台というものは出店ができなくなってしまうんじゃないかというふうに考えます。

何度も申しますけれども、これからも事故が起こらない取り組みというものを常に考えていき、ありたいというふうに考えております。

○5番（森尾和正） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、森尾議員。

○5番（森尾和正） これから他町村にも負けずに、ただ、こういう納税の金額のそういう意味だけと違って、河合町の頑張っていることをアピールしてもらうことを、それも意味を含めまして、このふるさと納税に対して前向きに取り組んでほしいと思います。

それと、イベントの事故、火災などにはさらに気を使い、事故が起きたときの後のことも大事ですけれども、予防には特に注意して、住民の安心・安全のために頑張っていたかどうかを期待しまして、これで私の質問を終わります。

○副議長（岡田康則） これにて、森尾和正議員の質問を終結いたします。

◇ 西 村 潔

○副議長（岡田康則） 6番目に、西村 潔議員、登壇の上、質問願います。

○7番（西村 潔） 議長。

○副議長（岡田康則） 西村議員。

（7番 西村 潔 登壇）

○7番（西村 潔） 議席番号7番、西村 潔が、4つの課題について質問いたします。

まず1つ目、1番として、平成25年度決算について質問いたします。

歳入歳出の差引額1億7,448万円、実質収支1億5,721万円の黒字決算となった部分です。平成25年度の単年度収支で見た場合、1億4,741万円です。24年度は8,823万円の赤字になっておりまして、この2年間を比べますと、2億3,564万円の大幅の改善がされたということでございます。

1番、質問いたしますが、予算規模に比べて歳入の決算額が約3億6,073万円減少しております。他方、歳出のほうは5億3,521万円の減少となっております。この差引額1億7,448万円が、歳出の減少額が歳入より大きかったということで単年度収支は黒字になったということになりますけれども、これの主な要因について説明をお願いしたいと思います。

2番目、当初予算と決算の額がかなり大きく乖離しております。この要因を説明していただきたいと思っております。

3番目、25年度決算ベースで、財政指標ですね、24年度に比べて改善したのか悪化したのか、説明をお願いしたいと思います。人件費、それから扶助費、公債費について、経常収支比率及び歳出決算額に対する比率を比較して教えてください。

4番目、財政調整基金の基本方針について改めて質問いたします。過去の残高推移を見ますと、平成9年、約12億7,000万円です。平成15年には3億9,900万円となりまして、以後、毎年残高を約4億円で推移しております。積立基金について今後町として方針

はどうなのか、いかがでしょうかということについてご回答をお願いしたいと思います。

5番目、地域振興基金は平成25年度中に大口の寄附がございまして、約1億円の積み増しがされております。平成26年度以降、この積立処分についての方針がありますか。そこで、基金条例を見ますと、第2条では、毎年積み立てる額は予算の定めるところになっております。過去の実績を説明してください。第7条の規定では、この条例に定めるものを除くほか基金の管理に関し必要な事項は町長が別に定めるとなっております。定めていらっしゃるでしょうか。回答をお願いします。

次に、2番、介護保険制度及び介護報酬の改正に伴う課題について町の所見をお聞きしたいと思います。

1つ目、介護予防と日常生活支援総合事業のガイドラインが7月に国から示されました。そこで、この1番として、総合事業のガイドラインの案の概要について説明をお願いしたいと思います。

2番目、この中で専門的サービスとは現行の介護予防訪問、通所介護相当になると言われておりますけれども、現行制度とどう異なるのか、お聞かせください。

3番目、多様なサービスの類型と実施主体として、基準を緩和したサービス、それから住民主体による支援、短期集中予防サービス、移動支援が検討されております。河合町としては、これらのサービスの類型をどのような組み立てを想定されていこうとしているのか、お聞かせください。特に、移動支援が入っております。中身についてどのように考えておられるのか、説明をお願いしたいと思います。

4番目、要介護認定システムに変更はあるのかどうかなんです。認定申請は現行どおりなのか、あるいは要支援者の認定の更新があった場合、あるいは新規の認定はどのような手順になるのか、変更があるのかどうか、説明をお願いします。

5番目、介護予防マネジメントについては、新たに原則型、簡略型、初回のみ型と提案されています。いま一つ明確ではないように思われます。誰が類型を分けるのか、実際の運用に不明な点がありませんか。説明をお願いします。

次に2番、通所介護、いわゆるデイサービスです。

①として、利用定員18人以下は地域密着型サービスへ移行する。要するに、市町村の指定になるわけです。これが予定されております。河合町において該当するデイサービス事業所はありますか。また、他の近隣市町村にある当該デイが地域密着サービスに移行した場合、現在利用している利用者はこれからも利用できるのでしょうか。どのようになりますか。

②事業内容を類型化しようとしています。個別機能訓練型あるいは預かり型とすることになっています。この内容は従来とどう異なるのか、利用者さんの利用料などの影響がどう出てくるのかについて説明をお願いします。

③お泊りデイについては、今後、届け出制になります。河合町や近隣市町村では該当するデイ事業所はあるのかないのか。今後、在宅でケアが非常に難しくなっております。お泊りのデイのニーズが高まることも当然出てくるわけです。そうすると、届け出があった場合の河合町の対応はどうされるのか

3番目、自己負担の見直しについては、①来年4月以降、2割負担の対象者が出てくるわけです。この制限は、年金収入だけの単身世帯年収が280万円以上、夫婦世帯359万円以上となるわけです。河合町ではどれくらいの方が該当するのか、見込んでおられますか。また、夫婦の場合、負担を軽くするということで世帯分離をする家庭も出てくるかもしれません。そうすると、河合町では夫婦の世帯分離を認めているのか、制限しているのかに回答をお願いします。

②補足給付の支給要件が預貯金1,000万円以下、夫婦2,000万円以下となると。非常に厳しくなるわけです。河合町では該当者がいらっしゃるのかどうかですね。

次、4番目、サービスつき高齢者向け住宅の課題。

①住所地特例の対象が新規利用者から適用されるわけですがけれども、現在河合町にある高齢者住宅、1つあります。この状況について説明してください。

②利用者のケアプランの作成の過程で、現在、介護保険法では特定事業集中減算というのがあります。1つの事業所に集中してはいけないというルールがあります。集中した場合は、手数料、報酬は減算されるわけです。ということは、この高齢者住宅についてはそういう集中減算になる可能性が非常に高まるわけですね。実態をどのように把握しているのでしょうか。

次、3つ目、過剰サービスの提供実態の掌握と適切な指導体制づくりについて町の対応はいかがなんでしょうか。

次、3つ目、公的ヘルパー制度導入についての研究・検討について質問いたします。

介護保険制度が大幅に改正される見込みでございます。高齢者に対する支援のあり方が変化しております。今後、より複雑で多様化するサービスの提供が求められています。民間の活用はもとより必要ですが、住民が安心して任せられるヘルパー制度を目指して、公的ヘルパー制度または準公的ヘルパー制度を導入して、公の役割と責任を明確にして、高齢者や障

害者の福祉に寄与する政策を今後検討してみてもいいでしょうか。

それで、一つ具体的に提案します。

公的ヘルパー制度導入の視点としては3つあります。

- ①個人情報保護を図りながら、情報入手の継続性、一元管理、共有を目指す。
- ②サービス提供の人材確保と育成することで地域活性化につなげる。
- ③多様化するニーズに即座に対応する。

次、2番目、仕事の中身、範囲は一体どうなのか。

- ①制度。介護保険制度、障害者総合支援制度によりサービスをする。
- ②有償・無償によるサービスの提供。
- ③行政の各事業に基づくサービス。地域包括支援事業などがあります。
- ④地域包括支援センターが独自に行うサービス。

次、3つ目、身分とか報酬はどうするんだということがあります。

- ①としては、河合町の準職員、臨時職員、委託職員などが考えられると思います。
- ②お給料はどうなるのか。一部固定給、実績給、委託料で検討ができるかどうか。

以上、町のお考えをお聞かせください。

4番目、過去に検討を約束した課題の進捗状況についてご回答をお願いします。

1、土地開発公社の土地取得に関する事業について、町の事業総括報告書はいつ開示されるのか。

2、河合町公共交通基本計画について、現在の路線バス会社に対する補助全体の内容と河合町の負担状況はいかにあるか。②路線バス維持のための課題とは一体何か。

3、佐味田川、大輪田駅のバリアフリー化計画はどこまで進んでいるのか。

4、町有財産等売却処分審査委員会の構成委員と議事録の公表はできますか。

5、巡回ワゴン「豆山きずな号」の運行の見直しについて。①河合町公共交通基本計画の中に位置づけるのかどうか。どのような運行を考えているのか。②単独で独自に運行を見直すことへの課題は一体何か。

6番、行政業務や事業の評価制度導入とその結果を公表することについて、まず今できることは何か。

7番、ふるさと納税促進の検討。国の促進策を踏まえてどのように考えるか。従来は、冠は「ふるさと」という言葉が使われておりますけれども、私は、これは単なるふるさと納税から市町村を活性化するための税制だと思います。そうしますと、いかに全国で、あるいは

海外から、この市町村はどういう特徴があるのかということを目を注がれるわけですから、市町村の競争促進になるわけですから。ただ単なる特産品を出すだけじゃなくて、どういうイベントをするのか、どういうことをこの市町村は考えているのかによって、納税が促進される可能性があります。このことについて町の所見を聞かせてください。

8、おれおれ詐欺や金融商品詐欺に対する支援です。これは、3年前に今後こういう詐欺が増え続けるのではないかと危惧しまして、銀行の窓口でまず振り込みをとめるということを提案してもらいました。その後の状況はいかがでしょう。また、新たな手口が出てきているわけですが、そうすると、この対策の中でハードだけでなくソフトの面でもどうなのかということについて、変化があるのかどうか。次、3番目ですが、これは新しい手口なんですけれども、プロ向けのファンド、ベンチャー企業向けのファンドというのがあります。これの投資家の被害は深刻なんです。その多くは高齢者で、90%以上の方が相談をしているわけですから。金融庁が規制強化をしようとしているわけですが、市町村はどこまで情報を入手しているのか、相談を受けた場合の対応はどうかということについてご回答をお願いします。

以上、明快な回答をお願いいたします。

○総務部次長（福井敏夫） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） 私のほうから、25年度決算について説明させていただきます。

まず1点、黒字になった主な要因というご質問でございます。

25年度一般会計の決算実質収支1億5,721万7,000円の黒字決算。実質収支額から前年度からの繰越金の980万5,000円、これを差し引いた単年度実質収支額、これも1億4,741万2,000円、黒字決算になっております。

その主な要因と申しますのは、まず歳入面についてでございます。

主要な一般財源収入である交付金あるいは地方交付税などが、予算以上に増額したことによってでございます。予算額と比較いたしまして、株式譲渡所得割交付金、これが3,253万4,000円増額、地方交付税で2,451万9,000円増額となっております。

また、それ以外にも臨時的な歳入といたしまして、土地開発公社の解散、これに伴いまして出資金等の返還を受けました。2,102万円でございます。また、西和消防組合、これが解散したことに伴います返還金5,898万3,000円、これらを歳入したこと。

さらに、歳出面におきましても、人件費、物件費、普通建設事業費、相当額の執行残が発

生しております。

このことから、25年度一般会計決算額、実質収支だけではなく単年度収支でも黒字になったと考えております。

次に、当初予算と決算の乖離についてのご質問でございます。

平成25年度一般会計の当初予算額、前年度からの繰越分を含み61億5,555万3,000円でございます。これに対しまして歳入の決算額91億2,668万6,000円、当初予算から29億7,113万3,000円の増額。また、歳出の決算額、これは89億5,220万1,000円、当初予算から27億9,664万8,000円の増額となっております。

当初予算から大きく増額になっておりますのは、平成25年6月議会で補正予算計上させていただきました土地開発公社の解散に伴う歳出で補償金、歳入でその財源となる三セク債、歳入歳出同額28億6,590万円、これを増額補正したことによるものでございます。

その分を差し引きますと、歳入で当初予算からプラス1億523万3,000円の増額、歳出で当初予算からマイナス6,925万2,000円の減少となっております。

その大きな増減の理由についてでございます。

まず、歳入面から説明させていただきます。

町税。町税につきましては、住民の高齢化あるいは法人企業業績、これらの低迷などによりまして法人・個人住民税ともに減収になっておることから、当初予算からマイナス6,708万6,000円の減収となっております。譲与税及び交付金等につきましては、株価の上昇などによりまして株式譲渡所得割交付金あるいは配当割交付金、これらが増額しておることから、総額でプラス2,931万9,000円の増額。地方交付税につきましては、プラス2,451万9,000円の増額。国県支出金、これにつきましては、歳出の事業費に連動いたしまして、平成24年度から繰り越した中学校耐震化事業の事業費が減額したことに伴い財源も減少したことから、国県支出金を合わせまして当初予算よりマイナス4,226万3,000円の減収。財産収入につきましては、土地売り払い収入の減少あるいは土地開発公社からの返還金の増額などによりまして、総額でマイナス3,159万6,000円の減収。寄附金につきましては、1件、多額の一般寄附を受けたことから、プラス1億1,260万の増収。諸収入につきましては、西和消防組合からの返還金などによりまして、総額でプラス5,785万7,000円の増収。町債につきましては、補正予算計上させていただきました三セク債あるいは退職手当債の増額、また平成24年度から繰り越した中学校耐震化の財源、これらの減少などによりまして、総額では当初予算からプラス29億1,819万9,000円と大きく増加しております。

次に、歳出につきまして、まず人件費についてでございます。人件費は、職員の退職あるいは育児休業などによりまして、当初予算よりマイナス5,870万1,000円の減少でございます。また、補助費等につきましては、6月補正予算計上いたしました土地開発公社への補償金などによりまして、プラス28億5,121万4,000円の増額。積立金では、一般寄附金の一部1億円、これを地域振興基金に積み立てたことなどによりまして、総額でプラス9,968万4,000円の増額。普通建設事業費では、平成24年度から繰り越しました中学校耐震化事業の執行残額あるいは土地開発公社からの土地の買い戻しの減額などによりまして、当初予算と比較いたしましてマイナス1億3,666万円減少になっております。

次に、財政指標の改善状況というご質問でございます。

まず、経常収支比率。経常収支比率というものは、歳出で人件費、公債費、経常的な経費、これに歳入の町税や普通交付税など経常一般財源収入、どの程度充当されているかを示す比率でございます。平成25年度は96.1%となり、平成24年度の98.7%と比較いたしましてマイナス2.6%改善しております。

その理由と申しますのは、歳入面、町税は減少いたしました。しかしながら、普通交付税あるいは株式譲渡所得割交付金、これらが増額していることと、歳出面におきまして人件費あるいは公債費に充当された一般財源、これが減少していることから、比率は改善しております。

なお、経常収支比率のうち人件費の比率、これは平成25年度31.7%、対前年度マイナス1.3%の減少、扶助費につきましては4.7%で、対前年度マイナス0.1%の減少、公債費でも21.7%で対前年度マイナス0.9%の減少。いずれも改善しております。

また、歳出決算額に対する人件費等の構成比についてでございます。人件費18.8%、対前年度マイナス8.0%の減少、扶助費8.2%、対前年度マイナス3.1%の減少、交際費11.0%、対前年度マイナス5.2%の減少となっております。

次に、基金関係のご質問についてでございます。

まず、財政調整基金についてでございます。財政調整基金といいますのは、経済不況等によって収入が不足した場合、あるいは災害などの不測の事態、あるいは普通建設事業の実施などにより、一時的に財源が不足した場合に充当するための基金でございます。

その残高は、平成9年度をピークとして、建設事業等の一般財源に充当してまいりました結果、平成15年度末に4億円まで減少しております。それ以降、財政調整基金に頼らない財政運営を目指し、平成16年度以降、財政健全化を初めとする徹底した歳出削減、歳入確保に

努めてまいりました結果、平成25年度末残高 4 億1,135万円になっております。

今後につきましても、災害復旧などの緊急時の財源として現在の基金残高を確保する、それとともに、財政健全化が進み財源に余裕ができた場合には、基金への積み立て、積み増しも実施してまいりたいとは考えております。

次に、地域振興基金についてのご質問でございます。地域振興基金申しますのは、地域の福祉活動の推進、住民の快適な生活環境の形成等を図るために設けた基金でございます。

もともとは元年度から平成5年度まで、当時の普通交付税の中に地域福祉基金費として算入され河合町に交付された分、これを積み立てたものでございます。それ以降も、基金利子、あるいは平成25年度に受け入れました寄附金の一部1億円、これらを総額3億5,325万7,000円を積み立てております。一方で、世代間交流センターの建設あるいは老人憩の家に係る建設費、また総合福祉会館の運営経費あるいは福祉関連事業など、基金の目的に合う事業の財源といたしまして2億4,659万2,000円、これを取り崩して活用してまいりました。

その結果、平成25年度末、地域振興基金の残高、これは1億666万5,000円となっております。この基金につきましても、基金の目的に沿って今後活用してまいりたいと考えております。

それと、もう一点、町長が別に定めるという条項についての内容でございます。これにつきましては、特に現時点では何も定めてはおりません。

最後に、行政評価についての質問でございます。行政評価制度、予算編成過程あるいは次年度以降の事業展開、これを考える上で一つの有効な手段であるとは認識しております。そういうことで、評価を行っていく上で基礎となる事務事業評価制度、これの導入へ向けて、評価方法、問題点、評価結果の活用方法など、他市町村の情報などを参考にしながら検討を進めておるところでございます。まず、調査票の原票、原案、これを作成して試験的に実施、その中で問題点などを洗い出すことも考えております。

以上でございます。

○福祉政策課長（辰己 環） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、辰己福祉政策課長。

○福祉政策課長（辰己 環） 私のほうからは、介護保険制度及び介護報酬の改正に伴う課題と町の所見ということで答弁させていただきます。

今回、介護保険制度の改正につきましては、27年から29年の3年間において改正していくところがありますので、具体的に確定していないところもありますが、議員の質問、順番を

追って説明させていただきます。

1番の介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン（案）ということで、総合事業のガイドライン（案）の概要とは。

総合事業は、市町村が中心となって、地域の実情に応じて住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とするものとしまして、6つの考え方が示されております。

1つとしまして、多様な生活支援の充実。

2つ目、高齢者の社会参加と地域における支え合い体制づくり。

3つ目、介護予防の推進。

4つ目、市町村の住民等関係者間における意識の共有と自立支援に向けたサービス等の展開。

5つ目、認知症施策の推進。

6つ目、共生社会の推進の6つの考え方が示されております。

今回のガイドラインを受けまして、河合町としましては、総合事業の考え方としまして、専門機関だけで補っていくのか、5条を組み込んでいくのかにより大きく異なってくるとは思いますが、本町では、単に事業を専門機関に委託して整備するのではなく、住民が主体的に地域の実情を把握し、地域のつながりをもって支え、河合町の地域包括ケアシステムの構築を検討していきたいと考えております。

2つ目の専門的サービスということで、現行の介護予防訪問、通所介護相当ということですが、訪問介護及び通所介護におけるサービスの類型に関してですが、現行の訪問介護及び通所介護の基準を緩和したサービスに関しては、専門機関を実施機関として指定を考えていきたいと思っております。

3つ目の多様なサービス類型と実施主体、これも基準を緩和したサービスにしますので、専門機関をまた同じように実施機関として指定していくことを検討していきたいと考えております。

住民主体によるサービスに関しては、すぐに対応できないところを踏まえますと、まずは学校単位で協議体の設置等ができるのかどうか、検討して考えていきたいと思っております。

短期集中予防サービスに関しましては、新規認定者に対して、まずは保健師等が居宅での相談指導等を行い、短期集中予防サービスを利用していくシステムづくりを検討していきたい

いと考えております。

移動支援に関してですが、社会福祉協議会で現在行っております福祉有償運送のサービス内容を、現在では病院の送迎だけではなく、買い物支援にも利用していただけるように試験的に実施、検討していきたいと考えております。また、どの程度の支援が可能か、町内にあるNPO法人の協力を得られるのか等を検討して進めていきたいと考えております。

要介護認定のシステムに変更があるのかということですが、基本的には、認定業務、要支援者に対する認定の変更はございません。ただし、総合事業だけを受けるという利用者の方は、基本チェックリスト等によって地域包括支援センター等が判断を行うということになると考えております。

介護予防ケアマネジメント、原則型、簡略型、初回のみ型ということですが、介護予防ケアマネジメントのプロセスについては、利用者の方の状態や基本チェックリストの結果、本人の希望するサービス等を踏まえまして、原則的な介護予防ケアマネジメント、簡略化した介護予防ケアマネジメント、初回のみ介護予防ケアマネジメントという3つのパターンに分けて行うこととなります。ケアマネジメントは地域包括支援センターが実施していくということになると思いますが、委託も可能となっておりますので、委託重視で進めていきたいと考えております。

昨年、地元の事業所さんに意向調査をさせていただきましたら、町内7カ所に対して確認をしたところ、3カ所が参加意向を示していただいております。また、町外でも2カ所の参加意向をいただいているところでございます。

通所介護サービスにつきましては、利用定員の18人以下は地域密着型サービスへの移行。事業内容を類型化、個別機能訓練型、預かり型については、現在具体的な内容に関しましては社会保障審議会で協議をなされているところでありますので、まだ具体的なところは出ておりません。お泊りデイの見直しということも、これも社会保障審議会で現在協議をされているところであります。本町では、お泊りデイを実施というのは、予定されている事業所はございません。また、広域の7町の中でも、実施機関は確認はできておりません。というか、ないところでございます。

自己負担の見直しでございます。

2割負担の対象者の見込みと事務手続と世帯分離というところなんですけれども、2割負担となるのは基準以上の所得を有する本人のみとしておりまして、同一世帯に他の介護サービスを受けられる方がおられても、その方自身の所得が基準以上でなければ、その方は2割

負担とはならないということになっております。2割負担とする所得の水準につきましては政令で定めることとなっておりますので、詳細が決まり次第、対象人員等の把握に努めていきたいと考えております。

次に、事務手続でございますが、上記の判定に用いる所得は住民税で用いる前年所得に係るデータ等でございますので、改正の施行時期は、前年所得の改定時期等を踏まえ、平成27年8月となっております。施行事務といたしましては、各受給者の所得情報に基づく判定事務、それに対しての負担割合を確認できるような利用負担割合を証する書面の発行等の事務を実施することになると考えております。

補足給付の支給要件変更に伴う該当者の見込みということですが、老人介護施設を利用する場合に、所得に応じて食事や居宅費等を減額する制度がありますが、今回の改正によりまして、預貯金等の状況も勘案するように省令改正される予定となっております。世帯分離をされても民法上の親族の扶養義務より強い生活保持義務があるため、夫婦等が世帯分離をされましても所得を勘案することになってくると考えております。

続きまして、サービスつき高齢者向け住宅の課題ということですが、これまでは、高齢者の居住の安全確保に関する法律に基づくサービスつき高齢者向け住宅につきましては、有料老人ホームであっても住所地特例の対象外とされてきました。しかし、介護保険法第13条改正によりまして、平成27年4月より、新たに入所される方は住所地特例の対象となります。河合町内にごじますサービスつき高齢者住宅は特定施設の指定を受けておりますので、現在は住所地特例の対象施設となっております。

利用者のケアプラン作成の課題ということで、特定事業所集中減算ということなんですけれども、ご利用者の家族さん、利用者は事業所内で包括的に連携を希望される場合が多いですが、特定事業所に集中しないように、地域包括支援センターを中心として指導していただいているところでございます。

過剰サービスの提供実態の把握と適切な指導体制ということで、要支援者に関しましては、毎月、地域包括支援センターにおきましてサービス提供表を入力させていただいて、過剰サービス等の把握に努めております。また、要介護者に関しては、研修等を通じて過剰サービスにならないよう、アセスメントのあり方など、身体的自立と社会的自立に視点を置いた計画書の作成をお願いしているところでございます。現時点では、研修会に参加していただいている介護支援専門員に関しては、個人のスキル向上やアンケート結果から把握できていると考えております。本町の介護支援専門員の方々は優秀な方が多く、安心していただけるの

ではないかと考えております。また、今後、医師等を含めた事業所間の連携、介護支援専門員間でスキル向上を図るなど、地域包括支援センターと共同で行っていく必要があるという会議を定期的開催して進めていきたいと考えております。

公的ヘルパーの導入の視点ということで議員からいろいろ提案いただいておりますが、総合事業におきましては、河合町では、事業の整備を専門機関だけに委託して整備を行うのではなく、住民が主体的に地域の実情を把握し、継続できるよう、地域のつながりを大切にしたい包括支援システムの構築を考えております。行政機関がサービスの提供者になるのは、ご質問していただいておりますように、人件費などのランニングコストの問題が多々あります。また、あわせて訪問する職員のスキルの問題とかが大きいと考えておまして、その点を踏まえて、ご提案いただいている公的ヘルパー制度はなかなか難しいと今のところは考えておりますが、これからも研究をしていきたいと考えております。

以上です。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○副議長（岡田康則） 木村総務課長。

○総務課長（木村光弘） 私のほうからは、過去に検討を約束した課題の進捗状況という形で、まず土地開発公社の土地取得に関する事業についての町の事業総括報告書の開示ということでございますが、現在、各事業担当者からの書類等の整理を行っておりますので、大体開示につきましては11月ごろをというような形で考えております。

2つ目の町有財産等売却処分審査委員会の構成委員と議事録の公表についてでございますが、去る8月20日に審査委員会を開催いたしております。そこで協議をいただきまして、その結果、まず個人的な情報に関する部分等を除きまして、構成委員及び会議の要旨をまとめ、ホームページ等で公表することです承されております。第1回目の審査委員会の議事も含め、公表をさせていただくつもりでございます。

3つ目のふるさと納税促進の検討でございますが、先ほど森尾議員の質問にもお答えしましたように、まずはふるさと納税のきっかけとなるように、河合町の魅力、独自の事業、政策などをアピールしまして、河合町を知ってもらうことにより支援していただくというような形で関係課等からの意見を聞き、また協議もしながら、ふるさと納税促進のための方策を考えてまいりたいと思っておりますので、その点で、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

○まちづくり推進課長（中山雅至） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、中山課長。

○まちづくり推進課長（中山雅至） 私のほうからは、路線バス会社に対する補助全体の内容
と河合町の負担についてお答えさせていただきます。

本町においては、奈良交通が西大和地域からＪＲ王寺駅と馬見丘陵公園地域から近鉄五位
堂駅の２地区で路線バスを運行されていますが、いずれの路線に対しても補助は実施して
おりません。

２つ目、路線バス維持のためのその課題としまして、人口減少社会において、交通需要も
減少することが想定されるため、民間事業者がバスの運行を継続していくことは将来的に厳
しくなっていくものと考えます。

しかしながら、既存のバス路線は、現在、町外への基幹的な公共交通手段の役割を担って
おり、維持していただくことは必要です。

奈良交通との協議の中で、本町の公共交通サービスの拡充に当たっては、住民の外出率の
向上などにより、トータルとして利用者が増加する共存共栄の形で進めていきたいとの話も
いただいております、個々の役割が重複しないように工夫した交通体系の形成を図ることが重要
であると考えます。

３つ目に、佐味田川駅、大輪田駅のバリアフリー化の進捗状況ということで、本年３月議
会に答弁しましたとおり、本町では、町内３駅を含めた区域のバリアフリー化の基本方針で
あるバリアフリー基本構想を策定するために、バリアフリー新法に基づく法定協議会として
河合町バリアフリー基本構想策定協議会を設置しています。

協議会における協議の進捗状況ですが、去る８月２９日に開催した協議会において基本構想
の内容が決定したところです。

今後、この協議会で取りまとめたいただいた内容を町として精査した上で、関係機関に報
告、協議の上、具体的計画である特定事業計画を策定し、バリアフリー化に向けた取り組み
を実施してまいります。

以上です。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） はい、議長。

○副議長（岡田康則） はい、上村社会福祉協議会課長。

○社会福祉協議会課長（上村 豊） 私のほうからは、巡回ワゴン「豆山きずな号」の運行の
見直しの件で、公共交通基本計画とどのような影響があるかと独自に運行を見直すことへの
課題は何か、この２点のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、１点目の河合町公共交通基本計画とどのような影響があるかについては、巡回ワゴ

ン「豆山きずな号」は、総合福祉会館「豆山の郷」への送迎を主目的として無料にて利用していただいております。この豆山きずな号に公共交通としての役割、機能を持たせるとなれば、町地域公共交通活性化協議会との連携は不可欠で、公共交通基本計画の進捗にも合わせて検討していきたいと考えます。

2点目の独自に運行を見直すことへの課題は何かについてでございますが、1点目のご質問にも関連しますが、平成25年度の実績で年間9,630名の方に利用されていただいております。そのうち、約70%に当たる6,500名の方が、豆山の郷で乗降され、会館施設を利用いただいているという状況です。運行に当たっての課題につきましては、平成23年度に利用者アンケート調査を実施し、利用者の70%の方が「満足している」とおおむねの評価を得ています。その理由が、バス停が近い、料金が無料等で、一方、不満足の原因として、すぐに利用できない等の不満の声も聞いております。アクセス循環型のきめ細やかなサービスを提供するとなれば、停留所の追加、運行本数・経路の見直し、運行経費の検討が必要となり、1台の車両では限界があるため、現時点において、独自の運行の見直しについては非常に厳しいと考えております。

以上です。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい、議長。

○副議長（岡田康則） 森嶋安心安全推進課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 私のほうからは、振り込め詐欺等特殊詐欺の現状についてお答えします。

昨年、本年とも、河合町内における被害はございません。西和署管内では、平成25年に1件1,150万円、今年の7月末現在では2件3,700万円もの被害が発生しております。手口としては、今年の2件とも、数回に分けて「ゆうパック」で送金するというものです。

これまでの対策といたしまして、金融機関の窓口における水際作戦や犯行に利用される預金口座、携帯電話などへの犯行ツール対策、まただまされたふり作戦などの取り組みが功を奏し、受け取り手段としての「振り込み」被害は減少しております。現在は「送金」という新たな手口が増加しておりまして、日本郵便では、窓口における引き受け検査の徹底、エックス線検査装置の導入などで対応しております。ただ、こうした対応はどうしても後手に回ってしまうことから、被害を未然に防ぐことは困難であります。

また、議員がおっしゃっておられるプロ向け、ベンチャー向けファンドについての手口というのがどの事件を指しておられるのかちょっとよくわからないところがあるんですが、手

口を紹介するのも一部の方には効果があるとは思いますが、判断能力の低下した高齢者にはむしろもう少し簡単な啓発のほうが効果的なのではないかと考えます。

そこで、町といたしましては、被害に遭わないために、広報紙やホームページを初め、あらゆる機会を通じて町民の方々の意識を高めることが重要だと考えております。これまで同様に、警察や関係機関と連携を図り、関連情報を収集し、わかりやすい言葉で手口などを伝える中で、啓発を継続して、電話があっても「一人で判断しない！犯人からの接触を断つ！」を定着させることが責務だと考えております。

以上です。

○7番（西村 潔） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、西村議員。

○7番（西村 潔） 財政についての質問の中で、今年度1億4,741万円が黒字になったと。

その理由は、今年度、25年度の収入が思わぬ収入が入ってきたということがあって、収入の減は、比較的歳出に比べると少なかったということが原因になったというように理解をしていいのかなと思うんです。

それで、財政、毎年毎年、決算で例えば赤字を出す、24年度ね。それで、今度、黒字が出ると。非常に、こう不安定な状況があると、やはり予算をどう組むかということに影響してくると思うんです。それについて、どうも変動要因が多いかなと思うんですけれども、この25年度についてはやはり変動要因が大きかったのかどうかということについて、もう一度ちょっと回答いただきたいと思うんです。

それから、財政調整基金は、最後は調整するということなんですけれども、これもやはり4億円で足るのかどうか、これからいろんな構造物の、それもいろいろな建設とか、学校の用地、学校の再統合とか、いろいろ出てくるわけですね。そうすると、例えば避難したときの例えば食料を確保するためのお金だけでいいのかどうかというのがあるわけですから、やはり目標を持って、5年か10年後どうしていくんだということをやったりつくっていくのが、もうこの財政調整基金の方針の中に入れてもいいんじゃないかなと思うんですけれどもね。

ただ、最終的にお金が4億円ずっと保持するというのがいいのかどうかということについて、預貯金という考え方でいけば、余った分は置いておくとか、それで使うときは使うと。だから、使うということを前提にして、やはり準備をこの財政調整基金でしていくという基本的な考え方を確立したほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、この点について、いかがでしょうか。

それから、介護保険制度についてはいろいろ変化があって、現場の人たち、非常に困ると思うんですけども、見えていないところもありまして、3年間、27年から29年の間で、ある程度やっていこうということだと思んですけども、やはり高齢者が増えてくる中で、公的ヘルパー制度導入ということもそれに絡んでくるわけですけども、やはり多様化する高齢者に対して総合的に町としてはやっぱりサービス提供していかなとあかんと。住民主体による支援といっても、今のところ、団体・学校とは言っていますけれども、本当にこういう基盤ができるんかどうかということについて、やはり日ごろから、この3年間で恐らく試されるんじゃないかと思うんですよね、町としての力量をですね。そういう点では、やはりこれからも現場の中でやっていただきたいと思うんですけども、なかなか非常にこう後手後手に回るといのが実態だと思いますけれども、人材の養成も、ヘルパーさんもだんだん減ってきているわけですね、減ってきている。総体的に少なくなってくるということなんで、その辺の人材の養成ということもやはり視野に入れていかないといけないと思うんですよね。そのためにも、公的ヘルパー制度の導入という視点があるんですけども、まあ、そうじゃないと。いろいろ弊害はあると思いますけれども、これを何とか、時間をかけてでもいいですから、やっぱり検討していくということをお願いしたいと思います。

それから、ふるさと納税については、今までの視点とは違うというところを認識してほしいですね。ふるさとという納税の考え方じゃ、もうなくなっているわけですよ。要するに、市町村がどんな特徴があるかとかね。だから、ハードだけの問題じゃ済まないんです。要は、特産品をつくったらいいということじゃなくて、例えば河合町はこういうことをやっているんだということをやったりアピールしていかないと。それぞれの地域で、やっぱりまちづくりにかかわってくるわけですから。将来的には、例えばインターネットでいろんなイベント、河合町はこんなものやるとなれば、海外から資金を集めるということも可能なんですよね。そういう視点でもってやってほしいんですけども、いかがですかね。

それから、おれおれ詐欺なんですけれども、プロ向けファンド、これ専門です。相談を受けたとき、どないするんかということですね。例えば、イシャ投信とか、いろいろあるわけですよ、投資信託とかね。これは、ベンチャー企業を立ち上げるための支援なんです。説明会に行っている方、結構知恵のある人ですね、知識のある人ですわ。

○副議長（岡田康則） 西村議員、1分切りました。

○7番（西村 潔） そういうことで、90%以上の方が高齢者なんです。だから、ノウハウをやはり蓄積してもらわんといかなと。事件はないと思いますけれどもね。これについての考

え方を再度確認させていただきたいと思います。

○副議長（岡田康則） はい、福井次長。

○総務部次長（福井敏夫） まず、1点目の平成25年度における変動要因というご質問でございます。

当然、当初予算の段階で、いろんなファクターを考慮した上で当初予算額を確定させていただくわけではございます。ただ、どうしても地方財政計画の伸びでありますとか、例えば景気の動向とか、地方財政計画については、示されるにしても、河合町の独自の伸びとは当然乖離等もございます。そういうところから、まず主要な財源である町税、これについてはもう当初予算から6,700万円ほどの減収になっておるところでございます。

ただ、一方で、地方財政計画に基づいてこれも算定するわけではございますが、地方交付税、これについては2,000万円ほど増額になっておると。このように、もう毎年その金額を確定するというのは当初予算の中では非常に難しゅうございます。ですから、ある程度金額が見えた時点でそれに対する対応を考えていくというのが、今の現状でございます。

それと、もう一点、財政調整基金についてのご質問でございます。

基金につきましては、財政調整基金、当然、決算剰余金が出た時点で、その剰余金を積んで、財源が不足するときにそれを取り崩して活用するというのが財政調整基金の趣旨でございます。ただ、ここ何年か、ずっと厳しい状況が続いております。そういうところから、今の段階でもし積んでも、すぐに取り消さなければならぬ事態が生じかねません。そういうところから、ある程度、先行き、健全化も進み、安定して財政収支の実質収支が増えるのであれば、その時点で積んでまいりたい、いつ積めるかというのはまだ現時点では不明ではございますけれども、必ず増やしてまいりたいという考えは持っております。

○総務課長（木村光弘） 議長。

○副議長（岡田康則） 総務課長。

○総務課長（木村光弘） ふるさと納税の件でございますが、当然、今議員おっしゃるような海外にもというようなことではございますが、まず今のところ、河合町のふるさと納税についてのホームページ、それほど詳しい事業等、何をするというような部分も全然公表といおうか、PR等しておりませんので、先ほどから言いますように、まずは河合町のPR、魅力、独自政策、当然夢ビジョン等で掲げているような中の施策等もアピールしながら、方策等を考えていきたいと。そういうのが軌道に乗ってくれば、当然いろんな分野でも大きな事業等、また政策などで再度アップデートといおうか、内容等を変更しながらも、随時変更しながら、

また納税の促進のための方策という形で考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） はい。

○副議長（岡田康則） はい、森嶋安心安全課長。

○安心安全推進課長（森嶋雅也） 特殊詐欺でございますが、今は投資信託、また次は東京オリンピック関連、いろいろな別のものに姿を変えていく手口をとっております。

それで、対応というのはどうしてもイタチごっこになってしまうのかなというふうに感じますので、自分だけがもうかるというような甘い話はないと、投資であれ、資産運用であれ、元本が保証されるということはありませんということを訴えていって、適切な判断をできるような環境を整えていきたいと思っております。

それと、相談窓口といたしましては、消費生活相談というものを活用いただきたいなというふうに思います。

以上です。

○7番（西村 潔） 議長。

○副議長（岡田康則） 西村議員。

もう、残りわずかです。

○7番（西村 潔） あと、残りわずかということで、質問する時間がないと思っておりますけれども、課題については毎回これからも質問していきたいと思っております。

それで、時間がかかるものとかからないものと、やはり分けてこれからやりたいと思っておりますけれども。

○副議長（岡田康則） 西村議員。

○7番（西村 潔） はい。

こういふことで、再度、今後も検討をお願いしたいと思っておりますので。

私の質問を終わります。

○副議長（岡田康則） これにて、西村 潔議員の質問を終結いたします。

10分間、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時31分

再開 午後 2時41分

○副議長（岡田康則） 再開いたします。

◇ 吉 村 幸 訓

○副議長（岡田康則） それでは、7番目に、吉村幸訓議員、登壇の上、質問願います。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、吉村議員。

（3番 吉村幸訓 登壇）

○3番（吉村幸訓） 議席番号3番、吉村幸訓。通告書に基づいて質問をいたします。

将来における人口減少に対する河合町のあり方について。

我が国は、少子高齢化が進み、人口減少時代に向かっています。生産年齢人口の減少と老年人口の増加は社会的扶養負担を増大させ、国家だけではなく自治体経営も大きな転換期を迎えています。河合町も、例外ではありません。平成42年には1万4,600人と、1万5,000人を割り込み、平成47年には1万3,000人余りと予測され、一部の研究機関では将来消滅する可能性のある市町村とされています。

町長も、職員の方も、参加されていたとは思いますが、先日開催された奈良県市町村サミットに私も参加させてもらい、元総務大臣の増田先生の講義を聞いて、改めて河合町の将来を危惧いたしました。増田氏の提言は、日本の総人口は35年後には9,700万人、さらにその50年後には5,000万人になると言われています。その人口を1億人に食い止めようとするものです。政府においては、地方創生本部を設置して、人口減少対策に向けた検討が進められようとしています。しかし、地方創生本部から仮に方向性と具体策が示されたとしても、それは人口を増加するためのものとは考えにくいと思います。したがって、人口は少なくとも1億人に減少するという現状を受け入れなければなりません。河合町においても人口が増加することは極めて厳しく、人口増加は現実論ではないと、私は考えます。

よって、現状に即した自治体経営を考えていく必要があると思います。当然、市町村同士の住民の争奪戦も始まります。既に、近隣町でも職員でプロジェクトチームを編成して、課題解決に取り組もうとしています。

このような状況の中で、本日は人口減少社会における自治体運営方法の一つとして、住民

が参画できる新しい公共空間の創造と自主的な行動の推進についてお聞きします。

一昔前までの自治体経営は、人口増加を基調とし、右肩上がりの経済成長の中で行ってききましたが、これからは人口の減少と税収の減少を前提に、少子高齢社会が必要とする多様で高度化する住民ニーズに応える自治体経営を行わなければなりません。だからといって、行政があらゆる公共的サービスを提供することには限界があり、住民を初めとしたNPOや自治会、町内会、民間企業といった多様な主体が新たな公共サービス、すなわち新しい公共の担い手になることが不可欠ではないかと思われまます。そして、その新しい公共の担い手を育てる政策について、河合町も具体的な方針を考えていかなければならないと思われまます。

とある研究機関では、社会の成熟化とともに地域課題は一様ではなくなり、問題解決には自治体が独自に判断し、対応する仕組みの必要性が唱えられ、また少子高齢化や人口減少により国と地方の財源は逼迫し、一層効果的に税金を使う必要があると発表されています。また、国と地方の関係は、補完性の原則に基づき、それぞれの役割分担を明確にすることが求められ、とりわけ地方にとっては、各地方独自の課題を解決するために強い自立性を有する自治体を目指した地方分権を推進することが重要になってきています。

私が理解している中で、近年の地方分権の制度上の動きとしては、1995年に地方分権推進法が成立し、国と地方公共団体の役割分担及びその実現のための地方への権限と税財源の移譲が示されました。1999年には地方分権一括法が成立し、国の機関委任事務が廃止され、国と地方の関係が対等なものへと転換しました。その後も、2006年に地方分権改革推進法が成立し、地方公共団体を自治権、立法権、財政権を有する自治体としていくための勧告が地方分権改革推進委員会から出されています。2009年の政権交代では地域主権戦略会議が設置され、地方分権改革推進委員会の機能は吸収され、2010年6月に地域主権戦略大綱が閣議決定されました。その地域主権戦略大綱では、地域主権改革を地方自治の本旨に基づき、地域住民がみずからの判断と責任において地域の諸課題に取り組むための改革と定義しています。そこで、目指す国の形として、補完性の原則に基づき、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねるとし、地方公共団体の首長や議会の議員を選ぶ住民の判断と責任は極めて重大で、住民や首長、議会のあり方や責任も変わっていかねばならないとしています。

我々議会も改革の必要があり、二元代表制である議会は単なる首長の意思決定の追認機関ではなく、常に民意を酌み取る市民社会の縮図のような機関になっていかなければなりません。今後、地方分権により自治体の自己決定事項が増大し、地域社会の民意を的確に把握することが一層重要になってきます。また、自治体運営を促進する上で、公共サービスの担い

手としての住民の重要性が高まります。そして、行政依存から自主的に問題解決を図ろうとする住民自身の自治意識の高まりなど、住民自治を希求する時代をもう既に迎えています。自治体では、住民の民意を酌み取るさまざまな手法が検討されていますが、重要なことは、自分たちの地域の課題解決を考えるだけでなく、自分たちで行動するということです。そのためには、意見を聴取する公募型ワークショップや審議会、委員会における住民参加だけでなく、新しい公共の創造と参画の仕組みづくりが重要です。

本町も、河合のまち運営ビジョンがあり、町の方向性をパブリックコメントを通じて政策決定に関与する方法を取り入れています。しかし、この手法だけではなく、住民が自分たちで行動できる仕組みづくりも一考されてはと思います。

また、佐味田地区では、この春、10年、20年後の佐味田を危惧した若者たちが、大字総代や役員に働きかけて、これからの佐味田の将来のために必要な計画、行動を大字の総意として話し合う未来創生プロジェクトというワークショップ形式の会合が開催されました。年内に2回目が開催され、年明けから本格的に新しい公共の担い手として行動に移していくと聞いております。

いろいろ考えを述べましたが、改めてお聞きします。

このようなさまざまな状況の中で、20年後には1万3,000人余りと予測される人口減少問題における河合町のあり方、取り組みの一つとして、住民が参画できる新しい公共空間の創造と自主的な行動の推進について河合町の見解をお示してください。

再質問があれば自席にて行います。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、澤井総務部次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 議員指摘の新しい公共空間、そしてその担い手づくりの重要性については、町も承知しているところでございます。

新しい公共空間については、政府において特命担当大臣も設置された時期がありました。

新しい公共空間とは、社会経済情勢の変化、例えば核家族化や就労実態の変化、個人の尊重傾向などによって、きずなが薄れて従来は家族や地域で解決できた問題が解決できなくなった課題、あるいは住民ニーズの多様化により行政だけでは解決できなくなった課題、子育て、地域による子供の教育、介護、防災・防犯、高齢者の支援、環境美化などでございます。この領域が、新しい公共空間の第一として考えています。そして、この領域を地域と行政で担うことを協働と呼んでいます。

町では、現在、総代自治会長会あるいは大字自治会が中心となって、自主防犯・防災など新しい公共空間の幾つかを担っておられます。新しい公共空間は、大字自治会を中心として、また大字自治会だけでなく民間企業までさまざまな団体が新しい公共空間を担っていくこともあります。行政と地域の協働は、今後ますます必要になってくると考えております。

町では、現在、総代自治会長会及び大字自治会、その下部組織、また町内の各種団体や各種公共的団体やあるいはグループが、新しい公共空間の担い手となっているところでございます。

新たな担い手づくりも必要であります。重要なことは、自主性の尊重と考えます。

まほろばホールの音楽イベントを自主的に継続開催している組織や映画上映会や周年記念同窓会を開いている同窓会組織、またウォーターガンバトルを毎年開催している団体なども新しい公共空間の担い手であると認識しております。「河合のまち貸します」は、新しい公共空間の創造と担い手の一つという形でも認識をしているところでございます。

それから、議員の質問にありました佐味田の新しい自主的な取り組み、これにされることに町としても期待し、また注目していきたいというふうに考えています。

さらに、NPOあるいは民間企業の参画も期待したいところではございますが、NPOにつきましてもその活動の幅も広く、また民間企業は利益を追求するところがあり、繊細な注意が必要と考えます。また、それにより、大字自治会などの自主的活動意欲を低下させない配慮も必要というふうに考えております。

以上です。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○副議長（岡田康則） 吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 新しい公共の担い手の課題を認識されているというのは、十分理解しました。それらの担い手が、一過性に終わらず、成長の芽を育める手段も今後配慮していただきたいなと思います。

それから、自治会・町内会への加入率が年々低下していると思います。自治会・町内会が、同じ地域に暮らす人たちのコミュニティの中核として機能してきたと思います。自治会・町内会が一つの市民協働の主体として充実していくためには、役員などの世代交代を進め、新たな住民を取り込み、時代に合った課題を解決できるような体制づくりを進め、NPOやテーマ型市民活動との連携を図ることも重要だと思っております。また、新たに転入してくる住民や若年層が気軽に参加活動できるような体質づくりに努めて、活動の現状や活動に参加するこ

とへのメリットをわかりやすく広報することも新しい公共空間の創造の一つと考えられますが、それらに対しての取り組みは何か考えておられますか。

○総務部次長（澤井昭仁） 議長。

○副議長（岡田康則） 澤井次長。

○総務部次長（澤井昭仁） 大字自治会の活動の低下、それから役員の担い手不足、これについては、総代自治会長会におきまして数年前から課題として捉えています。しかしながら、現状では画期的な解決策は見つかっていません。しかし、引き続いて総代自治会長会でもって議論を進めていっていただきたいというふうに思います。当然、事務局である私どももその議論に参加していきたいというふうに考えています。

それから、新たに転入してくる住民や若者世代が気軽に地域活動に参加活動できるためには、まずもって町の魅力の発信に努め、例えば「河合のまち貸します」などの施策で活動の場を提供する、そして、そのような人たちの声を大切にすることとも重要かと考えております。自主的活動の推進については、今後も自主性を損なわないことに十分注意して支援を進めてまいりたいと考えております。

○3番（吉村幸訓） 議長。

○副議長（岡田康則） はい、吉村議員。

○3番（吉村幸訓） 今、答えていただいた自主性を損なわないことということで、手を出す
と手をかすというバランスは本当に難しいことだと思うんですけども、新たな住民や若年層が進んで参加できる自治体づくりへの手をかすという意味での指導をこれからもよろしく
お願いします。

冒頭にも述べましたが、市町村による住民の争奪戦も本当に既に始まっています。他町村との同様な施策では住民に対して秀でた魅力にはなりません。まず教育、医療など、近隣と同等の施策を検討し、そこから河合町独自の施策を考えていくことも重要に思います。例えば、私見にはなりますが、歩いて暮らせるまちづくり、コンパクトシティや24時間安心して暮らせるまちづくりなどが上げられます。これらの具体的な中身の提案は、現時点ではまだ地方創生本部による基本戦略が明確にされていない状況ですので、それらが明らかになれば、町もそれに沿って議論を進め、私も進言提案させてもらい、方策を決定していただきたいものです。

終わりになりますが、新しい公共空間の創造を実現するためには、自治会・町内会に住民自治のための自治体内分権の基礎単位となる制度的枠組みが必要ではないかと思います。コ

コミュニティづくりとは人と人のつながりづくりですが、新しい公共を実現するためには、より実態のあるコミュニティの制度化に向けたコミュニティ政策が重要です。現代社会のコミュニティは、都市化やIT化によって徐々に地域性を失ってきているのは事実です。しつこいようですが、地域の課題が多様し、地域の人と人のつながりが薄れる人口減少時代になつては、新しい公共を実現する地域性に根差した住民自治が本当に必要です。したがって、これからの住民自治は、住民一人一人の民主的コミュニケーションを基底とするものでなければならないと思います。今後、団塊の世代の大量退職と第二の人生選択により、元気高齢者が急増するなど、地域社会には豊富な人的資源が埋蔵されています。これらの資源を発掘、活用し、新しい公共を創造することが人口減少時代の自治体経営にとっては不可欠です。

本町の将来は、決して見通しの明るいものではありません。しかし、今、私がお聞きしたことへの取り組みや新たな方向性をお示しいただくことで、本町の将来が少しでも明るい未来になるのではないかと思います。今後も、本町の将来像について質問を重ねていきたいと思ひます。

以上、終わります。

○副議長（岡田康則） これにて、吉村幸訓議員の質問を終結いたします。

◎散会の宣告

○副議長（岡田康則） お諮りいたします。

本日はこれにて散会したいと思います。ご異議ございますか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（岡田康則） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって散会いたします。

散会 午後 3時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

副 議 長 岡 田 康 則

署 名 議 員 池 原 真 智 子

署 名 議 員 谷 本 昌 弘